
広域行政の概要

【 令和7年度版 】



新潟県 総務部市町村課

目次

1 広域行政施策の概要

(1) 広域行政のあらまし	1
(2) 主な広域行政制度	1
(3) 連携中枢都市圏構想の概要	3
(4) 定住自立圏構想の概要	4
○ 一部事務組合と広域連合との主な相違点	5

2 県内の一部事務組合等の概要

(1) 組合数の推移	6
(2) 共同処理事務の概要	9
(3) 組合組織の概要	11
(4) 市町村別事務の共同処理の状況	12
(5) 一部事務組合の区域等について	13
(6) 一部事務組合等の概要<個別表>	

【全県的な一部事務組合】

新潟県市町村総合事務組合	16
--------------------	----

【新発田地域】

新発田地域広域事務組合	19
-------------------	----

【岩船・北蒲原地域】

下越福祉行政組合	21
----------------	----

【新潟地域】

豊栄郷清掃施設処理組合	23
新潟東港地域水道用水供給企業団	24

【三条・燕地域】

新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合	25
三条地域水道用水供給企業団	26
加茂市・田上町消防衛生保育組合	27
燕・弥彦総合事務組合	28

【西・南蒲原地域】	
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	30
西蒲原福祉事務組合	31
新潟県中越福祉事務組合	32
【五泉地域】	
五泉地域衛生施設組合	33
【中・東蒲原地域】	
さくら福祉保健事務組合	34
新潟県中東福祉事務組合	35
【十日町地域】	
十日町地域広域事務組合	36
津南地域衛生施設組合	37
【魚沼地域】	
魚沼地区障害福祉組合	38
魚沼地域特別養護老人ホーム組合	39
【頸城地域】	
上越地域消防事務組合	40
上越広域伝染病院組合	41
【広域連合】	
新潟県後期高齢者医療広域連合	42

3 資料

(1) 協議会の設置状況	43
(2) 機関等の共同設置の状況	44
(3) 事務の委託の実施状況	45
(4) 連携協約の状況	50
(5) 連携中枢都市圏で連携する具体的事項・特徴的取組	50
(6) 定住自立圏の状況	51

※ この概要は、令和7年12月1日現在の情報に基づいて作成したものである。

1 広域行政施策の概要

(1) 広域行政のあらまし

交通・情報通信手段の発達や経済活動の活発化に伴い、住民の日常社会生活の行動範囲（日常社会生活圏）は、現在の市町村の区域を越えてますます拡大している。

これにより、個々の市町村の行政区画を越えるさまざまな住民ニーズが生じ、また、個々の市町村で対応しているのは、効率性や総合性の観点から無駄が多い行政分野（例：ごみ処理、介護保険等）も多くなっている。

このため、従前より複数の市町村が連携した上でこれらの課題に対応する例が数多く見られるところであるが、このような個々の市町村の枠組みを越えた行政の取組を「広域行政」といい、地方自治法上、一部事務組合等が制度化されている。

また、総務省では、人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方においても一定の圏域人口を有し圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策として、「連携中枢都市圏構想」及び「定住自立圏構想」を推進しており、現在、各地で取組が進んでいる。

(2) 主な広域行政制度

① 一部事務組合（地方自治法第 284 条）

2 以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定めて設置する事務の共同処理機構。

一部事務組合は、特別地方公共団体であり、法人格を有する。すなわち、規約で定められた共同処理する事務を処理するために、必要な範囲において権利義務の主体となりうる。

② 広域連合（地方自治法第 284 条）

一部事務組合と同様の手続きにより、特別地方公共団体として地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当な事務に関し、① 広域にわたる総合的な計画の作成、② 広域にわたる総合的な計画の実施のために必要な連絡調整、③ 事務の一部について広域にわたる総合的かつ計画的な処理を行う。

一部事務組合と比較して、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの相違がある。

③ 連携協約（地方自治法第 252 条の 2）

他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結する制度。別組織（組合、協議会等）を作らず、簡素で効率的な相互協力を行うことができる。連携協約に基づく事務の執行については、個々の市町村が個別に実施するか、あるいはその基本的な事項を連携協約に規定した上で、事務の委託（地方自治法第 252 条の 14）や事務の代替執行（地方自治法第 252 条の 16 の 2）等のほか、民事上の契約等により事務を処理することとなる。

④ 協議会（地方自治法第 252 条の 2 の 2）

協議により規約を定め、協議会を設置し、① 事務の一部を共同して管理及び執行し、若しくは② 事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は③ 広域にわたる総合的な計画を共同して作成する。

一部事務組合のように法人格を有するものではなく、いわば関係普通地方公共団体の共同の執務組織というべきもの。

⑤ 機関等の共同設置（地方自治法第 252 条の 7）

協議により規約を定め、執行機関としての委員会若しくは委員、執行機関の附属機関、執行機関の事務を補助する吏員、書記その他の職員及び専門委員を共同設置する。

共同設置する機関等が管理、執行したことの効果は、関係普通地方公共団体の機関等がしたことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。

平成 23 年の地方自治法の改正により、議会事務局、保健所等の行政機関、長の内部組織等も共同設置の対象となった。

⑥ 事務の代替執行（地方自治法第 252 条の 16 の 2）

普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、その事務の一部を当該他の普通地方公共団体の名において管理し及び執行する制度。事務を処理する権限が移る「事務の委託」とは異なり、あくまで普通地方公共団体が、その権限を有する他の地方公共団体に代替して事務の執行を行う、いわば事務の管理・執行についての代理権が付与されるものであり、権限の移動が伴うものではない。

⑦ 事務の委託（地方自治法第 252 条の 14）

協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託する。

委託を受けた普通地方公共団体は、受託事務の範囲において、自己の事務として処理する権限を有することとなる。

委託をした普通地方公共団体にとっては、自らが当該事務を管理執行したのと同様の効果が生じるが、当該事務についての法令上の管理執行責任は、受託団体等に帰することになるので、その委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。

⑧ 公の施設の区域外設置（地方自治法第 244 条の 3 第 1 項）

他の普通地方公共団体との協議により、その区域外においても公の施設を設けることができる。

例えば普通地方公共団体が水道事業を営む場合に水源地や貯水池、水源林を設け、給配水管等の敷設をしたり、バス事業の営むに当たって路線を建設し、停車場や車庫を設ける場合には、当該地方公共団体の区域内でなければならないとするのは、これらの活動を不当に抑制するのみであって、その権能を他の普通地方公共団体の区域に及ぼし得ることとすることが共に利益となるような場合、区域外に公の施設を設けることを認めることとしている。

⑨ 他の団体の公の施設の利用（地方自治法第 244 条の 3 第 2 項）

他の普通地方公共団体との協議により、当該他の地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

例えば上下水道、ガス、火葬場、病院、市場、墓地等の公の施設は、必ずしも自己の住民の利用のみに限定せず、他の地方公共団体の利用に供したとしても、その設置の目的に反するものではなく、またその維持の上からも適当なことが少なくなく、他の団体の公の施設の利用制度を活用することにより、既存施設の共同利用、相互利用を推進し効率的な施設運営を行っていくことが考えられる。

⑩ 職員の派遣（地方自治法第 252 条の 17）

普通地方公共団体相互間の協力援助に関する措置として、職員の派遣の制度を法定化することにより、派遣される職員の身分を保障し、積極的に職員の派遣を促進して、事務処理の能率化、合理化等に資するようになるもの。

※ 平成 23 年の地方自治法の改正により、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団は廃止された。

（3）連携中枢都市圏構想の概要

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、連携中枢都市が近隣市町村と連携協約を締結し、連携しながら圏域全体の政策を推進する制度。

○ ねらいと基本的な考え方

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するというもの。

○ 圏域形成について

「連携中枢都市圏」は、相当の規模と中核性を備える連携中枢都市と密接な関係を有する近隣市町村が、自らの意思で 1 対 1 の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

【連携中枢都市の要件】

- i) 指定都市または中核市
 - ii) 昼夜間人口比率 1 以上（平成の大合併を経た市は、人口最大の旧市の数値を使用）
 - iii) 三大都市圏の区域外に所在
- ※ 県内では新潟市が該当

○ 連携中枢都市圏構想の事務

「連携中枢都市宣言」、「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」、「連携中枢都市圏ビジョン」を順次策定し、圏域内市町村が連携して業務を実施する。

(4) 定住自立圏構想の概要

「定住自立圏構想」とは、人口減少、少子高齢化が進行する中で、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するために全国的な見地から推進していく施策。

○ ねらいと基本的な考え方

昨今の厳しい財政状況のもとで、すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難であり、単なるばらまきではない効率的な施策が求められている。定住自立圏構想では、「選択と集中」、「集約とネットワーク」という基本的な考え方により、効率化を実現しながら、圏域全体の暮らしに必要な機能を確保することとしている。

○ 圏域形成について

「定住自立圏」は既にある程度の都市機能を持つ「中心市」と生活面や経済面で中心市と関わりが深い「近隣市町村」が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

【中心市の要件】

- i) 人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ii) 昼夜間人口比率1以上（平成の大合併を経た市は、人口最大の旧市の数値を使用）
- iii) 三大都市圏の区域外に所在

※ 県内では、新潟市、長岡市、上越市、三条市、新発田市、柏崎市、燕市、村上市、佐渡市、南魚沼市、十日町市、糸魚川市の12市が該当。

○ 定住自立圏構想の事務

「中心市宣言」、「定住自立圏形成協定」、「定住自立圏共生ビジョン」を順次策定し、圏域内市町村が連携して業務を実施する。

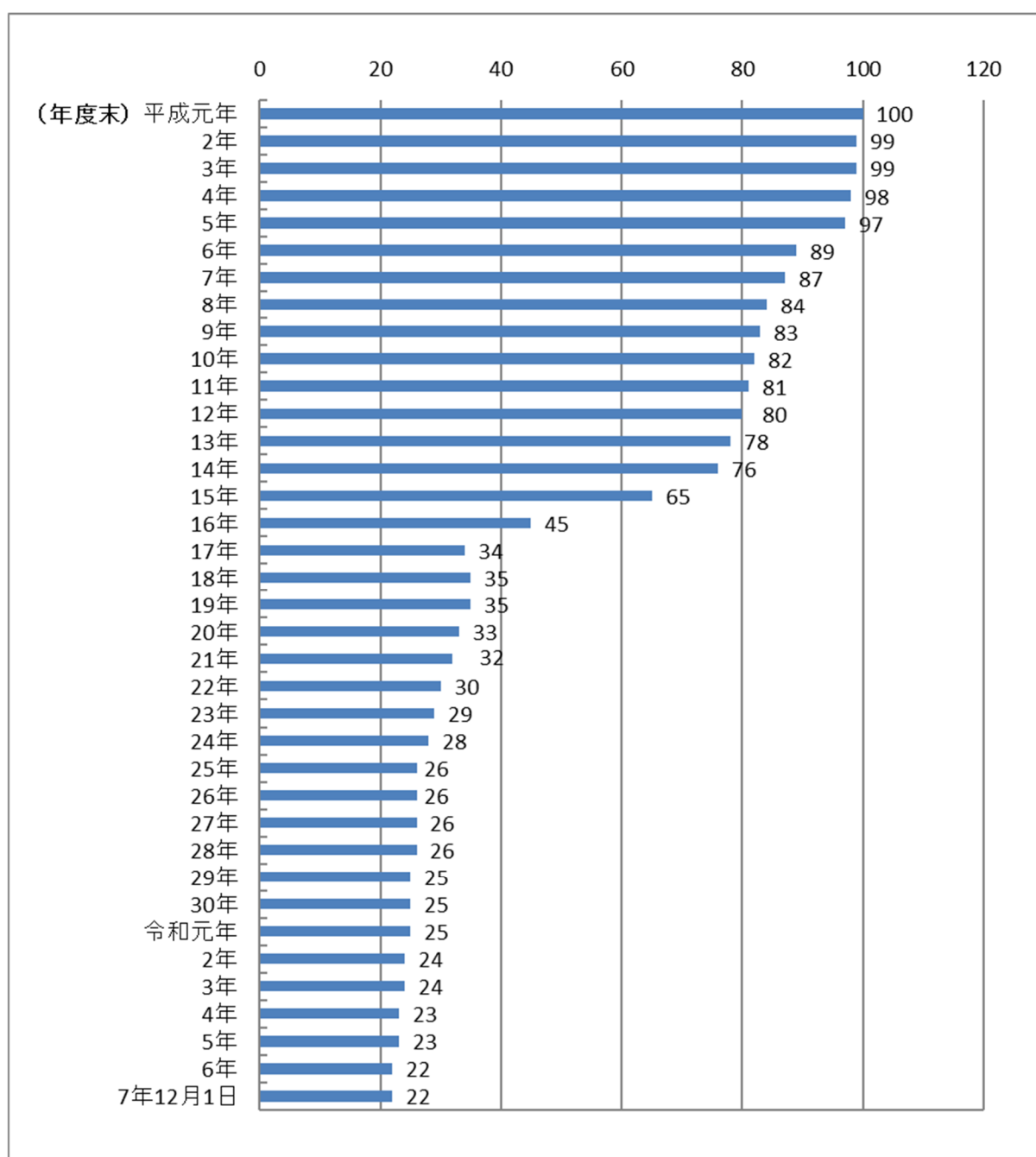
一部事務組合と広域連合との主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地方公共団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村及び特別区 ・ 複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する
国等からの事務移譲等	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は都道府県は、広域連合に対し直接権限・事務の移譲を行うことができる ・ 都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県に権限・事務を移譲するよう要請することができる
構成団体との関係等	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体に規約を変更するよう要請することができる ・ 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能 なお、広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない ・ 広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる
設置の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議
直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に特段の規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会 — 管理者（執行機関） ・ 複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会の設置が可能 ・ 公平委員会、監査委員は必置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会 — 長（執行機関） ・ 公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選挙方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による

2 県内の一部事務組合等の概要

(1) 組合数の推移

昭和 44 年に広域市町村圏が設置され、広域行政の必要性が認識されるとともに一部事務組合数は増加を続け、昭和 49 年には 117 組合に達した。しかし同年、地方自治法の一部改正により複合事務組合制度が導入されたことで統廃合が行われ、一部事務組合数は減少に転じた。その後、事業の終了等に伴う解散や広域行政推進のための体制整備に伴う統廃合、更には市町村合併の進展により減少した。一方で、広域連合である新潟県後期高齢者医療広域連合が平成 18 年度に設立され、現在は 21 組合・1 連合となっている。



＜ 一部事務組合等の主な統廃合の動き ＞

年月日	統合前	統合形態	統合後
昭和53年4月1日	五泉広域圏不燃物処理事務組合	解散	五泉地域衛生施設組合
	五泉市外2町衛生処理組合	解散	
	五泉市安田町衛生処理組合	解散	
昭和54年4月1日	五頭連峰少年自然の家組合	解散	阿賀北広域組合
	阿賀北郷葬斎組合	解散	
	北蒲西南部清掃センター組合	解散	
	水原郷消防組合	解散	
	水原郷ごみ処理組合	解散	
平成2年4月1日	東頸城ごみ処理施設組合	規約変更	東頸城広域組合
	東頸西部葬祭施設組合	解散	
平成6年4月1日	新井地区衛生施設組合	規約変更	新井頸南広域行政組合
	新井地区社会教育施設組合	解散	
平成6年8月1日	佐渡広域市町村圏組合	規約変更	佐渡広域市町村圏組合
	佐渡伝染病予防組合	解散	
	佐渡市町村老人ホーム組合	解散	
	佐渡特別擁護老人ホーム組合	解散	
	佐渡清掃組合	解散	
	佐渡永安館組合	解散	
	佐渡じんかい処理組合	解散	
	新穂村畑野町衛生施設組合	解散	
平成7年4月1日	上越市外五町三村衛生施設組合	規約変更	上越地域広域行政組合
	上越環境施設組合	解散	
平成9年4月1日	糸魚川地域消防事務組合	規約変更	糸魚川地域広域行政組合
	糸魚川市外二町衛生福祉施設組合	解散	
	糸魚川市青海町衛生管理組合	解散	
平成11年6月1日	白根地区消防事務組合	規約変更	白根地域広域事務組合
	白根衛生センター組合	解散	
平成13年3月19日	南魚沼郡広域事務組合	解散	南魚沼郡広域連合
平成14年10月1日	岩船広域事務組合	規約変更	岩船広域事務組合
	岩船北部衛生組合	解散	
	荒川郷衛生一部事務組合	解散	
平成16年3月1日	新潟県消防団員等公償組合	解散	新潟県市町村総合事務組合
	新潟県町村職員退職手当組合	解散	
	新潟県町村人事事務組合	解散	
	新潟県交通災害共済組合	解散	
	新潟県自治会館管理組合	解散	
平成18年3月20日	新潟県西部広域消防事務組合	規約変更	燕・弥彦総合事務組合
	新潟県中央衛生センター組合	解散	
令和2年3月31日	下越障害福祉事務組合	規約変更	下越福祉行政組合
	新発田地域老人福祉保健事務組合	解散	

< 一部事務組合等解散状況 (H12.4.1~) >

年月日	一部事務組合名	備考
平成 12 年 4 月 1 日	村上市神林村組合立岩船中学校組合	
平成 14 年 3 月 31 日	東頸城広域組合	
	新潟県競馬組合	
平成 16 年 2 月 29 日	魚沼スカイライン開発組合	H16.3.1 佐渡市合併施行
	佐渡広域市町村圏組合	
	佐渡消防事務組合	
	南佐渡クリーンセンター	
	南佐渡消防事務組合	
平成 16 年 3 月 31 日	新潟県北蒲原郡水原郷病院組合	H16.4.1 阿賀野市合併施行
	水原町外 3ヶ町村水道企業団	
平成 16 年 10 月 31 日	小出郷広域事務組合	H16.11.1 魚沼市合併施行
	小出郷体育館・福祉センター組合	
	北魚沼郡養護老人ホーム組合	
平成 16 年 12 月 31 日	上越地域広域行政組合	H17.1.1 上越市合併施行
	頸北斎場施設組合	
平成 17 年 3 月 18 日	糸魚川地域広域行政組合	H17.3.19 糸魚川市合併施行
平成 17 年 3 月 20 日	新潟地区広域清掃事務組合	H17.3.21 新潟市合併施行
	白根地域広域事務組合	
	中之口村潟東村上水道企業団	
	巻・西川・潟東消防事務組合	
平成 17 年 3 月 31 日	東蒲原広域衛生組合	H17.4.1 阿賀町合併施行
	東蒲原広域事務組合	
	東蒲原広域消防組合	
	東蒲原群町村養護老人ホーム組合	
	長岡地区衛生処理組合	H17.4.1 長岡市合併施行
	与板郷消防・斎場事務組合	
	与板町外 2ヶ町村水道企業団	
	三島町・与板町ガス企業団	
	小国町越路町水道企業団	
	十日町地域衛生施設組合	
平成 17 年 4 月 30 日	三条地域広域事務組合	H17.5.1 三条市合併施行
	新潟県柏崎地域広域事務組合	H17.5.1 柏崎市合併施行
	西山・刈羽ガス企業団	
平成 17 年 9 月 30 日	魚沼地域広域水道企業団	H17.10.1 南魚沼市合併施行
平成 17 年 10 月 9 日	巻・新潟衛生組合	H17.10.10 新潟市合併施行
	巻町・新潟市上水道原水供給企業団	
平成 17 年 12 月 31 日	三島郡清掃センター組合	H18.1.1 長岡市合併施行
平成 18 年 3 月 19 日	新潟県西蒲原郡南部衛生組合	H18.3.20 燕市合併施行
平成 18 年 3 月 31 日	長岡地区旧伝染病院管理組合	
	南魚沼地域広域連合	
平成 20 年 3 月 31 日	岩船地域広域事務組合	H20.4.1 村上市合併施行
	上越地方広域事務組合	
平成 21 年 11 月 30 日	新潟東港臨海水道企業団	
平成 22 年 3 月 30 日	小千谷地域広域行政組合	H22.3.31 長岡市合併施行
	長岡地域広域行政組合	
平成 23 年 3 月 31 日	刈谷田川水防事務組合	
平成 24 年 9 月 30 日	新潟県中越衛生処理組合	
平成 25 年 3 月 31 日	下越清掃センター組合	
平成 25 年 3 月 31 日	上越地域水道用水供給企業団	
平成 29 年 3 月 31 日	新井頸南広域行政組合	
令和 4 年 3 月 31 日	阿賀北広域組合	
令和 6 年 3 月 31 日	寺泊老人ホーム組合	

(2) 共同処理事務の概要

県内の 21 一部事務組合及び 1 広域連合で共同処理している事務のうち、主なものを種類別に分類したものが、表－1 である。複数の事務を共同処理している組合があるため、共同処理事務の総数は、延べ 54 件にのぼっている。共同処理している事務の中では、厚生福祉関係が、21 件（38.9%）と最も多くなっている。

なお、市町村別の組合加入状況は表－2 のとおりである。

表－1 共同処理事務組合数

共同処理する事務の種類		一部事務組合						広域連合			合 計	
		処理組合数※	構成比 (%)	構成団体数			処理連合数	構成比 (%)	構成市町村数	処理組合数	構成比 (%)	
				市町村	組合	広域連合						県
第 1 次 産業振興	家畜指導診療所	1		2						1		
	小 計	1	1.9%	2	0	0	0			1	1.9%	
厚 福 生 祉	病院	1		3						1		
	診療所（救急・土日医療）	2		7						2		
	生活保護	1		8						1		
	児童福祉	5		25						5		
	老人福祉	3		12			1	30		4		
	障害者福祉	5		26						5		
	介護保険	2		7						2		
	介護区分認定審査	1		3						1		
小 計	20	37.7%	91	0	0	0	1	100.0%	30	21	38.9%	
環 衛 境 生	上水道	3		8						3		
	下水道	1		2						1		
	ごみ処理	6		14						6		
	し尿処理	3		6						3		
	火葬場	4		10						4		
	小 計	17	32.1%	40	0	0	0			17	31.5%	
防 災	消防・救急	5		11						5		
	小 計	5	9.4%	11	0	0	0			5	9.3%	
そ の 他	職員の採用試験	1		15	13					1		
	職員研修	1		29	15					1		
	退職手当（市町村職員）	1		17	15					1		
	公務災害（非常勤職員）	1		24	19					1		
	公平委員会	1		23	18					1		
	交通災害共済	1		30						1		
	施設管理	4		43						4		
小 計	10	18.9%	181	80	0	0			10	18.5%		
合 計		53	100.0%	325	80	0	0	1	100.0%	30	54	100.0%

※複数の事務を処理している場合は、重複して計上

表一 2 市町村別組合・連合加入状況

市 町 村 名	地域の組合	全県の組合	市 町 村 名	地域の組合	全県の組合
県 計	67	60	市 町 村 平 均	2.2	2.0
市 計 (20)	47	40	町 村 計 (10)	20	20
1 新 潟 市	7	2	北蒲原郡 (1)		
2 長 岡 市	3	2	21 聖 籠 町	4	2
3 三 条 市	4	2	西蒲原郡 (1)		
4 柏 崎 市	0	2	22 弥 彦 村	2	2
5 新 発 田 市	3	2	南蒲原郡 (1)		
6 小 千 谷 市	1	2	23 田 上 町	4	2
7 加 茂 市	4	2	東蒲原郡 (1)		
8 十 日 町 市	3	2	24 阿 賀 町	3	2
9 見 附 市	1	2	三島郡 (1)		
10 村 上 市	1	2	25 出 雲 崎 町	0	2
11 燕 市	4	2	南魚沼郡 (1)		
12 糸 魚 川 市	1	2	26 湯 沢 町	2	2
13 妙 高 市	2	2	中魚沼郡 (1)		
14 五 泉 市	3	2	27 津 南 町	3	2
15 上 越 市	2	2	刈羽郡 (1)		
16 阿 賀 野 市	2	2	28 刈 羽 村	0	2
17 佐 渡 市	0	2	岩船郡 (2)		
18 魚 沼 市	2	2	29 関 川 村	1	2
19 南 魚 沼 市	2	2	30 粟 島 浦 村	1	2
20 胎 内 市	2	2			

(3) 組合組織の概要

県内の一部事務組合等における執行機関及び組合議会の状況は下表のとおりである。

ア 一部事務組合

【今後の課題】

管理者の半数以上が構成団体の長のあて職となっている一方で、管理者でない構成団体の長を組合議会の議員にすることにより、執行機関と議決機関の分立が必ずしも明確となっていない組合がある。行政運営の民主化・公正化・透明化を図る観点から、引き続き、組合議会のあり方を検討していく必要がある。

<執行機関及び組合議会の状況>

執行機関の状況	形態	組合数	管理者の選任方法		組合数
	理事会	0	構成団体の長 (又は副市長)の中から	あて職	17
	管理者	21		互選	3
				その他の方法	1
	合計	21	合計		21

組合議会の状況	議員の選任方法		組合数
	構成団体の長の中から	あて職	2
	構成団体の議会議員の中から	選挙	8
	構成団体の長及び議会議員の中から	選挙、あて職	5
	構成団体の議長及び議会議員の中から	選挙、あて職	2
	構成団体の長及び議会議長の中から	互選	1
	構成団体の長及び議会議長の中から	あて職	1
	構成団体の長及び議会議長及び議員の中から	選挙、あて職	1
	構成団体の長の職務代理人及び議会議員の中から	互選	1
合計		21	

イ 広域連合

<執行機関及び組合議会の状況>

執行機関の状況	長の選任方法	広域連合数
	構成団体の長の中から構成団体の長の投票により選挙	1
組合議会の状況	議員の選挙方法	
	構成団体の議員の中から構成団体の議会において選挙	1

(4) 市町村別事務の共同処理の状況

市町村名	消防・救急	ごみ処理	し尿処理	火葬場	介護保険	
栗島浦村	※村上市に委託					
村上市						
関川村	※村上市に委託					
胎内市	①新発田 広域	①新発田 広域		①新発田 広域	①新発田 広域	①新発田地域 広域事務組合
新発田市						
聖籠町		②豊栄 (*1)	※新発田市に委託			②豊栄郷清掃施設 処理組合
新潟市			※阿賀野市に委託 (旧豊栄市の区域)			
阿賀野市		③五泉 衛生(*2)	③五泉 衛生			③五泉地域 衛生施設組合
五泉市						
阿賀町						
弥彦村	④燕・ 弥彦	④燕・ 弥彦	※新潟市に委託		④燕・ 弥彦	④燕・弥彦総合 事務組合
燕市						
三条市						
加茂市	⑤加茂 田上	⑤加茂 田上	⑤加茂 田上	⑤加茂 田上		⑤加茂市・田上町 消防衛生保育組合
田上町						
見附市						
長岡市	※小千谷市に委託(旧川口町の区域)					
小千谷市						
出雲崎町	※柏崎市に委託		※長岡市に委託			
柏崎市						
刈羽村	※柏崎市に委託					
魚沼市			※南魚沼市に委託			
南魚沼市		※魚沼市に委託 (旧大和町の区域)				
湯沢町	※南魚沼市に委託					
十日町市	⑥十日 町 広域	⑦津南 (*3)	⑦津南 (*3)	⑦津南 (*3)		⑥十日町地域 広域事務組合
津南町						
上越市	⑧上越 消防					⑦津南地域 衛生施設組合
妙高市						
糸魚川市						⑧上越地域 消防事務組合
佐渡市						

*1 新潟市は旧豊栄市の区域に限る
 *2 阿賀野市は旧安田町の区域に限る
 *3 十日町市は旧中里村、旧松之山町の区域に限る

(5) 一部事務組合の区域等について

一部事務組合	共同処理する市町村 ※1 共同処理する事務の種類 ※2	粟	村	関	胎	新	聖	新	阿	五	阿	弥	燕	三	加	田	出	長	見	小	柏	刈	魚	南	湯	十	津	長	上	妙	糸	佐				
		島	上	川	内	発	籠	潟	賀	泉	賀	彦	市	条	茂	上	雲	岡	附	千	千	谷	崎	羽	沼	沼	沢	日	南	野	越	高	魚	渡		
新発田地域広域事務組合 【複合事務組合】	・介護区分認定審査 ・火葬場				○	●	○																													
	・ごみ処理				●	●																														
	・消防・救急				●	●	●																													
下越福祉行政組合 ※3 【複合事務組合】	・児童福祉(福祉型障害児施設) ・障害福祉サービス(介護給付、相談支援) ・会館・共有財産等の維持・管理(隔離病舎)	○	○	○	○	●	○	○	○																											
	・生活保護(救護施設)	○	○	○	●	●	○	○	○																											
	・老人福祉施設(養護老人ホーム)				●	●	○	○																												
	・救急・土日医療(診療所)				●	●	○	○																												
豊栄郷清掃施設処理組合	・ごみ処理						○	●																												
新潟東港地域水道用水供給企業団	・上水道					○	○	●																												
五泉地域衛生施設組合 【複合事務組合】	・ごみ処理(可燃物) ・し尿処理								○	●																										
	・ごみ処理(不燃物)								○	○	●																									
	・病院									●	○					○																				
さくら福祉保健事務組合 【複合事務組合】	・介護保険施設サービス ・老人福祉施設(特別養護老人ホーム)							○	●	○					○																					
	・老人福祉施設(養護老人ホーム)							○	●						○																					
	・児童福祉(福祉型障害児施設) ・障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付、その他)							○	●	○																										
新潟県三条・燕総合グラウンド 施設組合	・会館・共有財産等の維持・管理(総合グラウンド)													○	●																					
三条地域水道用水供給企業団	・上水道													●	○	○																				
加茂市・田上町消防衛生保育組合	・児童福祉(病児・病後児保育) ・し尿処理 ・消防・救急																																			
	・ごみ処理 ・火葬場															○	●																			

一部事務組合	共同処理する市町村 ※1 共同処理する事務の種類 ※2	粟	村	関	胎	新	聖	新	阿	五	阿	弥	燕	三	加	田	出	長	見	小	柏	刈	魚	南	湯	十	津	長	上	妙	糸	佐		
		島	上	川	内	発	籠	潟	賀	泉	賀	彦	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
燕・弥彦総合事務組合	・ごみ処理 ・火葬場											○	●																					
	・消防・救急 ・上水道・下水道											●	●																					
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	・老人福祉施設(養護老人ホーム)							○				○	●		○		○																	
西蒲原福祉事務組合	・障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付、その他)							○				●	●																					
	・救急・土日医療(診療所)							●				○	○																					
新潟県中越福祉事務組合	・児童福祉(福祉型障害児施設、障害児通所支援) ・障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付、その他)														○	○	○		○	●														
十日町地域広域事務組合	・地域開発計画(広域行政の推進事務) ・第1次産業振興(家畜指導診療所)																										●	○						
	・消防・救急																										●	●						
津南地域衛生施設組合【複合事務組合】	・最終処分場 ・火葬場 ・一般廃棄物処理計画策定																										○	●	○					
	・ごみ処理施設 ・し尿処理施設 ・一般廃棄物処理業の許可 ・浄化槽清掃業の許可																											●	○					
魚沼地区障害福祉組合	・児童福祉(福祉型障害児施設) ・障害福祉サービス(介護給付)																		○	○			●	○	○	○	○							
魚沼地域特別養護老人ホーム組合	・介護保険施設サービス(特別養護老人ホーム) ・介護保険(居宅介護支援事業)																						○	●	○									
上越地域消防事務組合	・消防・救急																														●	●		
上越広域伝染病院組合	・会館・共有財産等の維持・管理(旧伝染病院)																													●	○	○		

※1 ●は組合の事務所または施設の所在地

※2 事務の種類及び内容は、総務省における「令和5年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」及び各一部事務組合同規約に基づく

※3 事務局は新発田地域広域事務組合が兼務

【全県】

一部事務組合等	共同処理する事務	事務を共同処理する構成団体数		
		市 (全20市)	町 村 (全10町村)	一部事務 組合等 (全18組合)
新潟県市町村総合事務組合	退職手当(市町村職員)	7	10	14
	公平委員会	14	10	17
	職員採用・昇任試験	5	10	12
	職員研修	19	10	14
	公務災害(非常勤職員)	11	10	18
	公務災害(非常勤学校医等)	14	10	
	公務災害(消防団員)	18	8	2
	公務災害(消防作業従事者等)	18	8	2
	公務災害(水防団員)	20	10	
	公務災害(応急措置業務従事者)	20	10	
	退職手当(消防団員)	18	8	2
	賞じゆつ金授与	18	8	5
	交通災害共済	20	10	
	自治会館管理	20	10	
新潟県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度に関する事務	20	10	

(6) 一部事務組合等の概要<個別表>

(複合事務組合)
(大臣許可団体)

名 称	新潟県市町村総合事務組合				コード番号	159573 159581				
					設立年月日	平16・3・1				
事務所の位置	〒950-0965 新潟県中央区新光町4番地1(新潟県自治会館本館内) TEL 025-284-4100 FAX 025-284-4176				許可番号	総行市第30号				
					構成団体数		48	構成団体	全市町村、17一部事務組合、1広域連合	
執行機関	執行機関の形態		管理者制		全市町村、17一部事務組合、1広域連合					
	管理者	刈羽村長 品田 宏夫			市町村の長のうちから互選					
	事務局長	山田 富美子			専任					
議会	議員定数	15人	選挙の方法	市町村の長及び市町村の議会議員のうちから互選		特別議決の有無	有			
	議員構成	市町村長11人、市町村議会議員4人								
職員	職員定数	18人	内訳	事務	16人	専任	16人	組合固有職員	16人	
	現員数	定数内		16人	技術	人	非専任	人	派遣職員	人
		定数外		0人	その他	人			その他(兼務)	人
財政状況	一般会計決算(R6)		397	百万円	特別会計決算(R6)		6,880	百万円		
共同処理事務	共同処理する事務				経費の支弁方法					
	1	退職手当の支給			1	組合市町村等の負担金				
	2	公平委員会の設置			(1)	退職手当事務				
	3	公平委員会の権限				構成団体の職員の給料月額×負担率				
	4	職員の採用、昇任試験のうち市町村等の任命権者の指定したもの			①	特別職	310/1000			
	5	職員の研修のうち市町村等の任命権者の指定したもの			②	一般職	190/1000			
	6	非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償			(2)	公平委員会事務				
	7	公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償			①	事務費負担金				
	8	非常勤消防団員に係る損害補償				ア	均等割 34,239.03円			
	9	消防作業従事者、救急業務協力者の損害補償				イ	職員数割 566.51円			
	10	非常勤水防団員、水防従事者の損害補償			②	公平審査等負担金				
	11	市町村等の長の命令による応急措置業務従事者の損害補償				所要経費は当該市町村等の負担				
	12	非常勤消防団員に係る退職報償金の支給			(3)	試験事務				
	13	消防団員、水防団員及び消防吏員に対する消防賞じゅつ金の授与			①	事務費負担金				
	14	消防団員、消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与				ア	均等割 9,081.49円			
	15	交通災害共済				イ	職員数割 194.76円			
	16	新潟県自治会館の設置及び管理運営			②	試験負担金				
					市町村等の参加人員を基礎として管理者が定める					
				(4)	研修事務					
				①	事務費負担金					
					ア	均等割 233,474.42円				
					イ	職員数割 612.76円				
					ウ	参加者数割 5,285.75円				
				②	研修負担金					
					市町村等の参加人員を基礎として管理者が定める					
				(5)	非常勤職員公務災害補償等負担金					
				①	議員定数×補償基礎額×0.2(又は0.1)					
				②	国調人口1人につき13円					

共同処理事務	共同処理する事務		経費の支弁方法	
			(6)学校医等公務災害補償事務費負担金 1団体2万円 (7)消防団員等公災負担金 非常勤消防団員1人当たり1,900円 国調人口1人当たり3.5円 (8)退職報償負担金 非常勤消防団員1人当たり19,200円 (9)消防団員等事務費負担金 ①団員1人当たり175円 ②世帯当たり6.1767円 ③国調人口1人につき1.5円 (10)消防賞じゅつ金負担金 非常勤消防団員、消防吏員1人当たり20円 2 交通災害共済加入者の会費 3 組合の財産から生じる収入 4 その他の収入	
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等	建設年度	施設の所在地
	新潟県自治会館	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階、地下1階 延面積 8,881.02㎡	昭60	新潟市中央区新光町4番地1
新潟県自治会館別館	鉄骨造 地上11階、地下1階 延面積 7,942.49㎡	平11	新潟市中央区新光町7番地1	
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --- Deputy[副管理者] Manager --- BureauChief[事務局長] Manager --- BureauSubChief[事務局次長] Manager --- GeneralAffairs[総務退職課長] Manager --- TrafficFire[交通消防課長] Manager --- HR[人事会館課長] Manager --- Accounting[会計管理者] Deputy --- BureauChief Deputy --- BureauSubChief BureauChief --- BureauChiefStaff[事務所長] BureauChiefStaff --- BureauChiefSub[事務所次長] BureauChiefStaff --- BureauChiefStaff[事務所職員] BureauSubChief --- BureauSubChiefStaff[局出納員] BureauSubChiefStaff --- BureauSubChiefStaff[事務所出納員] GeneralAffairs --- GeneralAffairsStaff[総務担当] GeneralAffairs --- GeneralAffairsStaff[退職手当担当] TrafficFire --- TrafficFireStaff[交通災害共済担当] TrafficFire --- TrafficFireStaff[公務災害補償担当] HR --- HRStaff[課長補佐] HRStaff --- HRStaff[人事研修担当] HRStaff --- HRStaff[会館管理担当] Accounting --- BureauSubChiefStaff[局出納員] BureauSubChiefStaff --- AccountingStaff[会計補助職員] BureauSubChiefStaff --- BureauSubChiefStaff[事務所出納員] BureauSubChiefStaff --- BureauSubChiefStaff[事務所現金取扱員] BureauSubChiefStaff --- BureauSubChiefStaff[事務所会計補助職員] Council[議会] Fairness[公平委員会] Audit[監査委員] Education[教育委員会] </pre>			

構成団体（新潟県市町村総合事務組合）

1 市町村

市 部 新潟市 長岡市 上越市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市
見附市 村上市 燕市 糸魚川市 妙高市 五泉市 佐渡市 阿賀野市 魚沼市
南魚沼市 胎内市

北蒲原郡 聖籠町

西蒲原郡 弥彦村

南蒲原郡 田上町

東蒲原郡 阿賀町

三島郡 出雲崎町

南魚沼郡 湯沢町

中魚沼郡 津南町

刈羽郡 刈羽村

岩船郡 関川村 粟島浦村

2 一部事務組合

上越地域消防事務組合

上越広域伝染病院組合

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合

新潟県中越福祉事務組合

下越福祉行政組合

新発田地域広域事務組合

加茂市・田上町消防衛生保育組合

十日町地域広域事務組合

新潟県中東福祉事務組合

五泉地域衛生施設組合

豊栄郷清掃施設処理組合

さくら福祉保健事務組合

西蒲原福祉事務組合

燕・弥彦総合事務組合

魚沼地区障害福祉組合

魚沼地域特別養護老人ホーム組合

津南地域衛生施設組合

3 広域連合

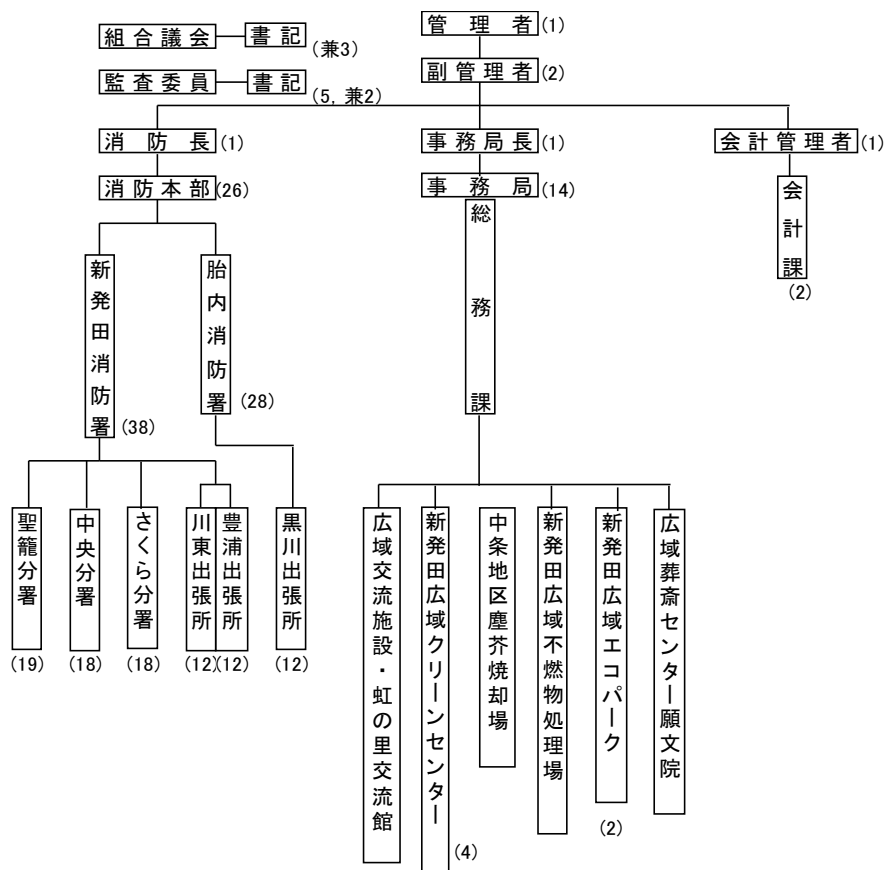
新潟県後期高齢者医療広域連合

名 称	新発田地域広域事務組合				(複 合 事 務 組 合)					
					コード番号	159123				
事務所の位置	〒957-0053 新発田市中心4丁目4番7号 (広域合同庁舎内) TEL 0254-26-1501 FAX 0254-23-5589				設立年月日	昭46・9・1				
					許可番号	地第2545号				
構成団体数	3	構成団体	新発田市、胎内市、聖籠町							
執行機関	執行機関の形態		管理者制							
	管理者	新発田市長 二階堂 馨			新発田市長のあて職					
	事務局長	野崎 光晴			専任、派遣職員 (新発田市職員)					
議会	議員定数	15人	選挙の方法	関係市町の議会において議会の議員から選挙された者をあてる			特別議決の有無	有		
	議員構成	新発田市9人、胎内市4人、聖籠町2人								
職員	職員定数	221人	内 訳	事務	32人	専任	208人	組合固有職員	206人	
	現員数	定数内		206人	その他(公安)	183人	非専任	7人	派遣職員	2人
		定数外		9人				その他(兼務)	7人	
財政状況	一般会計決算 (R6)			3,069	百万円	特別会計決算 (R6)		1,520	百万円	
共同処理事務	共同処理する事務				経費の支弁方法					
	1	常備消防に関する事務			関係市町の議会の議決を経て定める協定による (現行・運営費) ・一般管理費 人口割 100%					
	2	火葬場の設置及び管理運営に関する事務			・介護保険 審査判定処理件数の割合 ・常備消防 基準財政需要額の割合					
	3	要介護認定及び要支援認定に係る介護認定 審査会による審査判定に関する事務			・火葬場 人口割 100%					
	4	ごみ処理施設の設置及び管理運営 (聖籠町を除く)			・ごみ処理 投入割 100%					

施設の名称	施設の内容・規模等	建設年度	施設の所在地
広域合同庁舎	新発田地域広域事務組合、下越福祉行政組合の事務局	昭51～52	新発田市中央町5-4-7
消防本部・新発田消防署		昭56	新発田市新栄町1-8-31
胎内消防署		昭49	胎内市新和町2-24
聖籠分署		昭53	聖籠町大字諏訪山2350-1
中央分署		平28～29	新発田市中央町5-4-7
さくら分署		令元～2	新発田市釜杭324
広域交流施設「虹の里交流館」	ごみ焼却余熱利用施設 浴室、アリーナ、集会室、多目的ホール	平9	新発田市藤掛639-1
広域葬斎センター「願文院」	火葬場 普通炉5基	令2～4	新発田市古楯495
新発田広域クリーンセンター	ごみ処理施設 127t/16h 3炉	平7～9	新発田市藤掛625-1
中条地区塵芥焼却場	ごみ処理施設 100t/16h 2炉	昭60～62	胎内市富岡7-123
新発田広域不燃物処理場	不燃物処理施設 40t/5h	昭55～56	胎内市中村浜864-27
新発田広域エコパーク	埋立処分場 197,700m ³	平11～12	新発田市金津85-1

主要施設

組織機構図

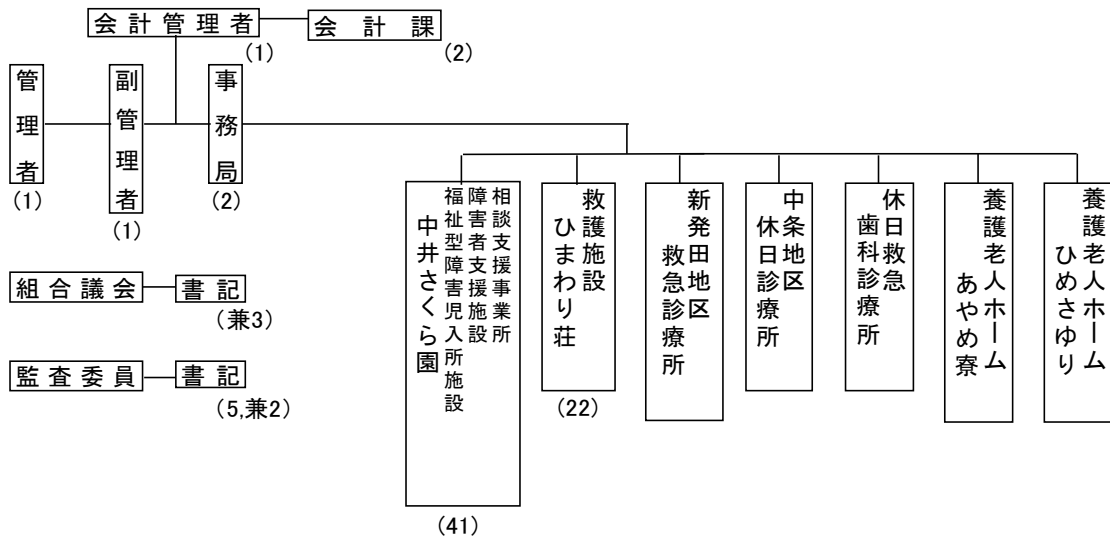


名 称	下越福祉行政組合				(複合事務組合)				
					コード番号	158607			
事務所の位置	〒957-0053 新発田市中央町5丁目4番7号 (広域合同庁舎内) TEL 0254-26-1501 FAX 0254-23-5589				設立年月日	昭35・7・20			
					許可番号	地第1707号			
構成団体数	8	構成団体	新発田市、村上市、新潟市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、栗島浦村						
執行機関	執行機関の形態	管理者制							
	管理者	新発田市長 二階堂 馨		新発田市長のあて職					
	事務局長	野崎 光晴		非専任、兼務 (新発田地域広域事務組合事務局長)					
議会	議員定数	8人	選挙の方法	関係市町村の長(管理者、副管理者となる市町村においては副市町村長)		特別議決の有無	有		
	議員構成	各市町村1名							
職員	職員定数	77人	内訳	事務	21人	専任	63人	組合固有職員	61人
	現員数	定数内 61人		技術	57人	非専任	15人	派遣職員	2人
		定数外 17人		その他				その他(兼務)	15人
財政状況	一般会計決算(R6) 973 百万円			特別会計決算(R6) 555 百万円					
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法					
	1	福祉型障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務		組合議会の議決により定める (現行・運営費) 左記1から5の事務 人口割 50% 入所者数割 40% 均等割 10%					
	2	救護施設の設置及び管理運営に関する事務							
	3	障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務		左記6の事務 入所者数割 90% 均等割 10%					
	4	1の施設で行う短期入所事業に関する事務							
	5	特定相談事業所で行う特定相談支援事業に関する事務							
	6	養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務(新潟市、村上市、関川村、栗島浦村を除く)							
7	休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務(新潟市、村上市、関川村、栗島浦村を除く)								

施設の名称	施設の内容・規模等	建設年度	施設の所在地
「中井さくら園」	相談支援事業所 障害者支援施設 入所定員75人 福祉型障害児入所施設 入所定員5人	平28～29	新発田市小舟町2-9-13
「ひまわり荘」	救護施設 入所定員 90人	平8～9	胎内市塩沢279
養護老人ホーム 「あやめ寮」	定員 75人	平17～18	新発田市豊町3-10-3
養護老人ホーム 「ひめさゆり」	定員 60人	平16～17	胎内市下館820-2
新発田地区救急診療所	診療科目 内科・小児科 外科（日曜日のみ）	平22	新発田市本町1-16-14
中条地区休日診療所 （保健福祉施設ほっと・HOT中条内）	診療科目 内科・小児科	平12	胎内市西本町11-11
休日救急歯科診療所		平22	新発田市本町1-16-14

主要施設

組織機構図



名 称	豊栄郷清掃施設処理組合			コード番号	159069
	事務所の位置	〒950-3305 新潟市北区浦ノ入418番地 TEL 025-386-0909 FAX 025-386-1003		設立年月日	昭45・5・11
構成団体数		2	構成団体	新潟市、聖籠町	
	執行機関の形態	管理者制			
執行機関	管理者	新潟市長 中原 八一		関係市町長の協議	
	事務局長	枝並 和孝		専任、派遣職員（新潟市職員）	
議会	議員定数	6人	選挙の方法	関係市町の議会において議会の議員の中から選挙	
	議員構成	新潟市4人、聖籠町2人			
職員	職員定数	17人	内訳	事務	4人
	現員数	定数内 11人 定数外 人		専任	11人
財政状況	一般会計決算(R6)		656	百万円	
	特別会計決算(R6)		—	百万円	
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法	
	1	ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務（新潟市にあっては、旧豊栄市の区域に限る）		1 経常経費 前年度10月末日現在における12月間のごみ処理量比	
2	最終処分場の設置及び維持管理に関する事務（新潟市にあっては、旧豊栄市の区域に限る）		2 建設費及び公債費 直近の国勢調査人口比		
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地
	豊栄環境センター	ごみ焼却施設 1・2号炉 80t/16H ごみ焼却施設 3号炉 50t/16H プラスチック製容器包装処理施設 4t/8H		平10～11 平6～8 平14	新潟市北区浦ノ入418
江楓園	ごみ最終処分場 管理型 R3年度終了 水処理設備のみ稼働		平2～3	新潟市北区前新田乙319-1	
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --- Deputy[副管理者] Manager --- Accounting[会計管理者] Deputy --- Chief[事務局長] Chief --- Vice[次長] Vice --- Management[管理係] Vice --- Business[業務係] Management --- M2[2] Business --- B7[7] Chief --- C1[1] Vice --- V1[1] </pre>				

名 称	新潟東港地域水道用水供給企業団			コード番号	159271	
	事務所の位置	〒950-3301 新潟市北区笹山1114番地 TEL 025-386-9111 FAX 025-388-3033			設立年月日	昭48・7・25
構成団体数		3	構成団体	新潟市、新発田市、聖籠町		
	執行機関の形態	管理者制				
執行機関	管理者	企業長（新潟市長） 中原 八一		構成団体の長の中から互選		
	事務局長	下川 康介		非専任、派遣職員（新潟市水道局）		
議会	議員定数	11人	選挙の方法	関係団体議会において議員の中から選挙		
	議員構成	新潟市6人、新発田市3人、聖籠町2人				
職員	職員定数	22人	内訳	事務	6人	
	現員数	定数内		17人	専任	17人
		定数外		6人	その他	人
組合固有職員	17人	派遣職員	6人	その他（兼務）	人	
財政状況	R06総収益	862百万円	総費用	793百万円	経常利益 69百万円	
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法		
	水道用水供給事業の経営に関する事務			関係（受水）団体の計画1日最大給水量按分 新潟市 50.37% 新発田市 27.10% 聖籠町 9.28% 明和工業㈱ 13.25%		
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地	
	東港浄水場	敷地面積 浄水能力 管理本館	41,438㎡ 75,450㎡/日 鉄筋コンクリート造 3階建 1,981㎡	昭48～ 平7	新潟市北区笹山1114番地	
組織機構図	<pre> graph TD A[企業長] --- B[事務局長 (1)] A --- C[運営委員] B --- D[事務局長次長 (1)] B --- E[構成団体併任職員] D --- F[総務係長 (1)] D --- G[施設係長 (1)] D --- H[管理係長 (1)] D --- I[水質係長 (1)] F --- J[総務係 (3)] G --- K[施設係 (3)] H --- L[管理係 (7)] I --- M[水質係 (4)] </pre>					
	<p>※ 運営委員（3人）：構成団体の長で組織、企業団経営の重要事項を調査審議</p> <p>※ 併任職員（4人）：構成団体の各水道担当局・課長で組織、企業団経営の全般を調整</p>					

名 称	新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合			コード番号	158895
	事務所の位置	〒955-0091 三条市上須頃759 TEL 0256-34-5586 FAX 0256-46-0464		設立年月日	昭43・10・8
構成団体数		2	構成団体	三条市、燕市	
	執行機関の形態	管理者制			
執行機関	管理者	燕市長 佐野 大輔		三条市長、燕市長の3年交替制（あて職）	
	事務局長	廣瀬 雅則		非専任、兼務（燕市職員）	
議会	議員定数	10人	選挙の方法	三条市・燕市各議会において議会議員から選挙	
	議員構成	三条市5人、燕市5人			
職員	職員定数	12 人		内 訳	事務 7 人 専任 3 人 組合固有職員 3 人
	現員数	定数内	1 人		技術 3 人 非専任 7 人 派遣職員 人
		定数外	9 人	その他 人	その他（兼務） 7 人
財政状況	一般会計決算（R6）		72 百万円	特別会計決算（R6）	— 百万円
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法	
	三条・燕総合グラウンドの建設、維持及び運営に関する事務			組合議会の決議による維持管理分担金 均等割 30% （三条市15%、燕市15%） 利用者割 70% （三条市46.69%、燕市23.31%） その他の収入	
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地
	三条・燕総合グラウンド	野球場、テニスコート、陸上競技場、管理事務所		昭43～61	三条市上須頃
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --- DeputyManager[副管理者 (2)] Manager --- AccountingManager[会計管理者] DeputyManager --- ChiefOfficeClerk[事務局長 (1)] ChiefOfficeClerk --- Office[事務局 (4)] Office --- ComprehensiveGround[総合グラウンド (3)] AccountingManager --- Accounting[会計 (2)] </pre>				

名 称	三条地域水道用水供給企業団				コード番号	159352				
	事務所の位置	〒955-0132 三条市長野字中土1365番地 Tel 0256-47-2201 FAX 0256-47-2110			設立年月日	昭50・4・25				
構成団体数		3	構成団体	三条市、加茂市、田上町						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	三条市長 滝沢 亮		構成団体の長の中から互選						
	企業出納員	坂井 高志		(事務局長)						
	事務局長	坂井 高志		専任、派遣職員 (三条市職員)						
議会	議員定数	15人	選挙の方法	関係市町の議会において議員のうちから選挙		特別議決の有無	無			
	議員構成	三条市8人、加茂市4人、田上町3人								
職員	職員定数	22人	内訳	事務	3人	専任	14人	組合固有職員	12人	
	現員数	定数内		14人	技術	10人	非専任		派遣職員	2人
		定数外			人	その他	1人			その他(兼務)
財政状況	R6総収益	1,133	百万円	総費用	808	百万円	経常利益	325	百万円	
共同処理事務	共同処理する事務				経費の支弁方法					
	水道用水供給事業の経営に関する事務				<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入 ・出資金及びその他の収入 三条市 82.86%、加茂市 12.62%、田上町 4.52%					
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等			建設年度	施設の所在地				
	浄水場	浄水能力：(計画) 60,840m ³ /日 現在) 30,420m ³ /日			昭62	三条市長野字中土1365番地				
	調整池	関係市町内 (10池)			平18	三条市 (6池) 加茂市 (2池) 田上町 (2池)				
組織機構図	<pre> graph TD A[企業長] --- B[副企業長] A --- C[事務局長] B --- D[参与] C --- E[次長] E --- F[庶務会計係] E --- G[管理係] E --- H[計画係] D --- I[参与] F --- J["(3)"] G --- K["(5)"] H --- L["(3)"] I --- M["(1)"] </pre>									

名 称	燕・弥彦総合事務組合			コード番号	159000					
	事務所の位置	〒959-0248 燕市吉田浜首408-1 TEL 0256-92-1210 FAX 0256-92-1129			設立年月日	平9・4・1				
構成団体数		2	構成団体	燕市、弥彦村						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	燕市長 佐野 大輔		燕市長のあて職						
	総務 消防局長	本井 裕行		専任、派遣職員（燕市職員）						
	議員定数	12人	選挙の方法	関係市村の議会において議員のうちから選挙	特別議決の有無	無				
議会	議員構成	燕市9人、弥彦村2人								
職員	職員定数	219人	内訳	事務	19人	専任	191人	組合固有職員	166人	
	現員数	定数内		189人	技術	14人	非専任		派遣職員	25人
		定数外		2人	その他	158人			その他（兼務）	人
財政状況	一般会計決算（R6） 3,619 百万円 特別会計決算（R6） 総収益：1,961百万円 総費用：2,883百万円 純損失：922百万円									
共同処理事務	共同処理する事務				経費の支弁方法					
	1 消防事務並びに救急業務に関する事務 2 ごみ処理場を設置し、これを維持管理する事務 3 火葬場を設置し、これを維持管理する事務 4 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則に基づく事務 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務 6 高圧ガス保安法に基づく事務 7 水道事業の経営に関する事務 8 公共下水道の使用料の徴収に関する事務				1 関係市村の負担金 (1) 議会費及び総務費 人口割 90%、均等割 10% (2) 常備消防経費 均等割 2% 消防費基準財政需要額割（前年度）98% (3) 消防団事務経費 当該市村負担 (4) 消防庁舎建設経費 ① 消防署所庁舎 当該署所の所在する市村負担 ② 消防本部 消防費基準財政需要額割（前年度）100% (5) ごみ処理経費 ① 設置経費 投入量割 90% 均等割 10% ② 維持管理経費 投入量割 100% (6) 火葬場に要する経費 人口割 90%、均等割 10% (7) 火薬取締法、液化石油ガス法、高圧ガス保安法に関する事務経費 新潟県から市村へ交付される額 2 給水収益 3 補助金その他の収入					
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等			建設年度	施設の所在地				
	燕・弥彦総合事務組合 消防本部・吉田消防署・ 防災センター	消防本部スペース 建物延面積 1,005.6㎡ 吉田消防署スペース 建物延面積 1,545.5㎡ 防災センタースペース 建物延面積 1,677.5㎡			平10	燕市吉田浜首408-1				

名 称	三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合			コード番号	158909					
	事務所の位置	〒955-0805 三条市吉田字薬王寺1237番地 TEL 0256-34-1010 FAX 0256-33-9455		設立年月日	昭44・4・1					
執行機関		執行機関の形態	管理者制	三条市、燕市、新潟市、長岡市、田上町						
	事務局長	樋口 達雄		専任、派遣職員（三条市職員）						
議会	議員定数	10人	選挙の方法	①関係市町村の長(三条市長を除く) ②関係市町村の議会において議員の中から選挙	特別議決の有無	無				
	議員構成	構成市町村各2人								
職員	職員定数	22人	内 訳	事務	3人	専任	20人	組合固有職員	19人	
	現員数	定数内		11人	技術	11人	非専任	0人	派遣職員	1人
		定数外		9人	その他	6人			その他(兼務)	人
財政状況	一般会計決算(R6)		216百万円	特別会計決算(R6)		—	百万円			
共同処理事務	共同処理する事務				経費の支弁方法					
	1 老人福祉法の規定に基づく養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 2 介護保険法の規定に基づく居宅サービス事業及び同法の規定に基づく介護予防サービス事業に関する事務				1 関係市町村の負担金 組合管理費：均等割20% 利用者割30% 人口割50% 2 受託事業収入 3 使用料及び手数料 4 その他の収入					
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等			建設年度	施設の所在地				
	広域養護老人ホーム県央寮	定員	100人		昭44	三条市吉田字薬王寺1237番地				
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --- Deputy[副管理者] Manager --- Accounting[会計管理者] Deputy --- Chief[事務局長 (1)] Chief --- Physician[嘱託医 (1)] Chief --- CareStaff[処遇係 (14)] Chief --- ManagementStaff[管理係 (5)] </pre>									

名 称	西蒲原福祉事務組合			コード番号	158631					
	事務所の位置	〒959-0318 西蒲原郡弥彦村大字麓6958番地 TEL 0256-94-2362 FAX 0256-94-3277		設立年月日	昭39・3・23					
構成団体数		3	構成団体	弥彦村、新潟市、燕市						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	弥彦村長 本間 芳之		弥彦村長のあて職						
	事務局長	大谷 夢孝		専任						
議会	議員定数	6人	選挙の方法	①構成市長②弥彦村議会議長③構成市村議会議員	特別議決の有無	無				
	議員構成	各市長2名、弥彦村議会議長1名、新潟市議会1人、燕市議会1人、弥彦村議会1人								
職員	職員定数	45人	内訳	事務	3人	専任	41人	組合固有職員	41人	
	現員数	定数内		41人	技術	38人	非専任	人	派遣職員	人
		定数外		人	その他	人			その他(兼務)	人
財政状況	一般会計決算(R6)		622	百万円	特別会計決算(R6)		32	百万円		
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法						
	1	障害者支援施設であるやひこの里の設置及び管理運営に関する事務		組合議会の議決により定める負担割合(令和7年度)						
	2	短期入所に関する事務		均等割 10%						
	3	就労移行支援に関する事務		人口割 50%						
	4	就労継続支援に関する事務		利用者割 40%						
	5	共同生活援助に関する事務								
	6	一般相談支援事業に関する事務								
	7	特定相談支援事業に関する事務								
	8	障害児相談支援事業に関する事務								
	9	日中一時支援事業に関する事務								
10	診療所(休日夜間診療所)の設置及び管理運営に関する事務									
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地					
	やひこの里	障害者支援施設	定員60名	平元	弥彦村大字麓6958番地					
	ねむの木工房	就労継続支援事業所	定員35名	平22	燕市吉田矢作6698番地					
	ふれあいの家	多機能型事業所	定員32名	平13	燕市吉田東町20番33号					
	グループホーム やまびこ	知的障害者グループホーム	定員5名	平13開所	弥彦村大字走出133番地					
	グループホーム つばさ	知的障害者グループホーム	定員7名	平27開所	弥彦村大字麓7036番地					
	グループホーム かがやき	知的障害者グループホーム	定員7名	平27開所	弥彦村大字麓7035番地					
	グループホーム みらい	知的障害者グループホーム	定員6名	平27開所	弥彦村大字麓7037番地					
	西蒲原地区休日夜間急患センター	休日夜間急患診療所 休日急患歯科診療所		平11	新潟市西蒲区巻甲4363番地					
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --> Deputy[副管理者] Manager --> Accounting[会計管理者] Deputy --> Chief[事務局長] Deputy --> Bureau[事務局 (2)] Chief --> Center[急患センター] Chief --> Yahi[やひこの里 (31)] Chief --> Nemuki[ねむの木工房 (3)] Chief --> Fureai[ふれあいの家 (3)] Chief --> Group[グループホーム (1)] </pre>									

名 称	新潟県中越福祉事務組合			コード番号	158623					
	事務所の位置	〒954-0036 見附市田井町4476番地 TEL 0258-62-1811 FAX 0258-61-0828		設立年月日	昭37・8・28					
構成団体数		5	構成団体	三条市、加茂市、見附市、長岡市、田上町						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	見附市長 稲田 亮		見附市長のあて職						
	事務局長	鈴木 浩		専任						
議会	議員定数	10人	選挙の方法	構成市町長（見附市長除く）及び構成市町の議会において議会の議員から選挙されたもの	特別議決の有無	無				
	議員構成	構成市町村各2人								
職員	職員定数	42人	内訳	事務	6人	専任	42人	組合固有職員	41人	
	現員数	定数内		42人	技術	36人	非専任	人	派遣職員	1人
		定数外		0人	その他	人			その他（兼務）	人
財政状況	一般会計決算（R6）		663	百万円	特別会計決算（R6）		—	百万円		
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法						
	1 福祉型障害児入所施設まごころ学園の設置及び管理運営に関する事務 2 障害者支援施設まごころ寮及び障害者支援施設まごころ学園の設置及び管理運営に関する事務 3 多機能型事業所ワークサポートまちなかまごころの設置及び管理運営に関する事務 4 障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の実施に関する事務 5 障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業の実施に関する事務			・経常費 均等割 各市町200万円 人口割（分担金総額から均等割総額を引いた額の55%） 利用者割（分担金総額から均等割総額を引いた額の45%） ・建設費及び組合債の元利償還金 均等割 20% 人口割 45% 利用者割 35%						
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地					
	まごころ学園	福祉型障害児入所施設 入所定員18名		平30	見附市田井町 4476番地					
		障害者支援施設 入所定員18名		令2						
	まごころ学園 児童発達支援センター	児童発達支援センター 定員10名		昭58						
	まごころ寮	障害者支援施設 入所定員40名		平21	見附市本町2丁目3番7号					
	すきっぷ	相談支援事業所		平21	見附市本町4丁目3番3号					
ワークサポート まちなかまごころ	多機能型事業所 就労継続B 定員10名 生活介護 定員 8名		平21							
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --> DeputyManager[副管理者] DeputyManager --> ChiefExecutive[事務局長 (1)] DeputyManager --> ChiefAccounting[会計管理者] ChiefExecutive --> DeputyChief[次長 (1) うち兼務1] ChiefExecutive --> ChiefCenter[寮(園)長(所長) (1)] DeputyChief --> DeputyChiefExecutive[副参事 (1) うち兼務1] ChiefCenter --> DeputyChiefCenter[副参事 (1) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefStaff[総務係 (4) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefOrg[組織管理係 (1) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefDev[発達支援係 (9) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefGuidance[指導業務係 (9) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefSupport[支援業務係 (11) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefLocal[地域支援係 (3) うち兼務1] DeputyChiefExecutive --> ChiefEmployment[就労支援係 (3) うち兼務1] </pre>									

名 称		五泉地域衛生施設組合		(複 合 事 務 組 合)	
事務所の位置	〒959-1600 五泉市清瀬84番地2 TEL 0250-43-3852 FAX 0250-43-3853		コード番号	159476	
			設立年月日	昭53・4・1	
構成団体数	3	構成団体	五泉市、阿賀野市、阿賀町		
執行機関	執行機関の形態 管理者制				
	管理者	五泉市長 (田邊 正幸)		五泉市長のあて職	
	事務局長	五十嵐 敦		専任、組合職員	
議会	議員定数	13人	選挙の方法	関係市町の議会において議会の議員のうちから選挙する	
	議員構成	五泉市6人、阿賀野市5人、阿賀町2人			
職員	職員定数	21 人		内 事務	7 人
	現員数	定数内	7 人	専任	7 人
		定数外	人	技術	人
				組合固有職員	6 人
				派遣職員	1 人
				その他(兼務)	人
財政状況	一般会計決算(R6)		12,442 百万円	特別会計決算(R6)	- 百万円
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法	
	1 不燃性の一般廃棄物の処理施設の設置及び管理運営に関する事務 五泉市、阿賀野市 (平成16年3月31日をもって廃された安田町の区域)、阿賀町 2 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 五泉市、阿賀野市 3 可燃性の一般廃棄物の焼却処理施設及び焼却灰等の最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 五泉市、阿賀野市 (平成16年3月31日をもって廃された安田町の区域) 4 中間処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設) の設置及び管理運営に関する事務 五泉市、阿賀野市 (平成16年3月31日をもって廃された安田町の区域)、阿賀町 5 中間処理施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) 及び新最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 五泉市、阿賀野市、阿賀町			1 共通的経費 均等割 20% 実績割 80% 2 不燃物処理に関する経費 管理運営費 実績割 100% 施設建設費 均等割 25% 人口割 75% 3 し尿処理、可燃物処理に関する経費 管理運営費 実績割 100% 施設建設費 人口割 100% 4 中間処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)、中間処理施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) 及び 新最終処分場に関する経費 管理運営費 実績割 100% 施設建設費 均等割 30% 人口割 70%	
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地
	中間処理施設			令7	五泉市清瀬
	(マテリアルリサイクル推進施設)	11t/日		〃	〃
	(エネルギー回収型廃棄物処理施設)	122t/日 (61t/24h×2炉)		〃	〃
	不燃物処理センター	(運転終了) 30t/5H		平7	阿賀町長谷
	し尿処理場	91kl/日		平3	五泉市論瀬
	ごみ焼却場	(運転終了) 150t/24H		平13	五泉市論瀬
大沢最終処分場	埋立面積 12,762㎡		昭61	五泉市大沢	
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --> DeputyManager[副管理者] Manager --> AccountingManager[会計管理者] DeputyManager --> Director[事務局長] Director --> SectionChief[次長] SectionChief --> GeneralAffairs[総務係] SectionChief --> Facility1[施設第一係] SectionChief --> Facility2[施設第二係] SectionChief --> Environment[環境対策係] SectionChief --> FacilityMaintenance[施設整備係] Facility1 --> Sewerage[し尿処理場] Facility2 --> Incineration[ごみ焼却場] Facility2 --> NonCombustible[不燃物処理センター] Facility2 --> Intermediate[中間処理施設] Environment --> Landfill[大沢最終処分場] </pre>				

名 称	さくら福祉保健事務組合			(複 合 事 務 組 合)						
				コード番号	158542					
事務所の位置	〒959-1766 五泉市番坂新174番地2 TEL 0250-58-5725 FAX 0250-58-5726			設立年月日	昭28・10・1					
				許可番号	中蒲総第1263号					
構成団体数	4	構成団体	新潟市、加茂市、五泉市、阿賀町							
執行機関	執行機関の形態	管理者制								
	管理者	五泉市長 田邊 正幸		五泉市長のあて職						
	事務局長									
議会	議員定数	8人	選挙の方法	構成市町の長及び市町議会議員1名 (管理者、副管理者となる市町に あつては市町議会議員2名)	特別議決の有無	有				
	議員構成	構成市町各2人								
職員	職員定数	98人	内 訳	事務	7人	専任	51人	組合固有職員	50人	
	現員数	定数内		51人	技術	44人	非専任		派遣職員	1人
		定数外			その他				その他(兼務)	
財政状況	一般会計決算(R6)		875百万円	特別会計決算(R6)		—	百万円			
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法						
	1	養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務(阿賀町を除く。)			1	共通的な経費 基準額:35,000円 人口割:基準額を除いた額				
	2	特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務			2	養護老人ホームに関する経費 (阿賀町を除く) 人口割 20% 利用者数割 80%				
	3	病院の設置及び管理運営に関する事務 (新潟市を除く。)			3	特別養護老人ホームに関する経費 人口割 20% 利用者数割 80%				
				4	病院に関する経費(新潟市を除く) 五泉市83%、阿賀町14%、加茂市3%					
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等			建設年度	施設の所在地				
	桜花寮	養護老人ホーム 定員 100名			昭28 昭52.7	(移転) 五泉市愛宕甲7203番地				
	愛松園	特別養護老人ホーム 定員 100名 短期入所生活介護 定員 19名			昭53	五泉市番坂新174番地2				
	南部郷厚生病院	一般病院 病床数 120床 一般病床 70 (うち緩和ケア病床20) 医療療養型病床 50			平7.7.1 (国より 移管)	五泉市愛宕甲2925番地2				
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --- Deputy[副管理者] Deputy --- Accounting[会計管理者] Deputy --- Sakura[桜花寮] Deputy --- Special[特別養護老人ホーム] Accounting --- Hospital[南部郷厚生病院] Sakura --- SakuraStaff["(12)"] Special --- SpecialStaff["(38)"] Hospital --- HospitalStaff["(1)"] </pre>									

名 称	新潟県中東福祉事務組合			コード番号	158640				
	事務所の位置	〒959-1846 五泉市尻上118番地 TEL 0250-42-0833 FAX 0250-42-3845		設立年月日	昭39・11・20				
構成団体数		3	構成団体	新潟市、五泉市、阿賀町					
	執行機関の形態	管理者制							
執行機関	管理者	五泉市長 田邊 正幸		五泉市長のあて職					
	事務局長	飯利 義孝							
議会	議員定数	6人	選挙の方法	組合を組織する市町長、 新潟市・阿賀町 議員各1人、五泉市 議員2人	特別議決の有無	無			
	議員構成	構成市町各2人							
職員	職員定数	41人	内訳	事務	5人	専任	39人	組合固有職員	39人
	現員数	定数内 39人 定数外 人		技術	34人	非専任	人	派遣職員	0人
財政状況	一般会計決算 (R6)		562	百万円		特別会計決算 (R6)	—	百万円	
	共同処理する事務		経費の支弁方法						
共同処理事務	1 福祉型障害児入所施設「ふなおか学園」の設置及び管理運営に関する事務			・経常費 各事業所の利用者の状況により算出					
	2 障害者支援施設「ふなおか更生園」の設置及び管理運営に関する事務			・障生園拡張債 人口割 20% 利用者割 80%					
	3 「ふなおか学園」及び「ふなおか更生園」において行う短期入所、日中一時支援事業に関する事務			・既存施設改修債 人口割 20% 利用者割 80%					
	4 グループホーム青空、もかハウスⅠ、もかハウスⅡにおいて行う、共同生活援助に関する事務			・退職手当負担金 人口割 20% 利用者割 80%					
	5 相談支援事業所ふなおかにおいて行う、相談支援事業（一般、特定、障害児）に関する事務								
	6 フレズポートふなおかにおいて行う、放課後等デイサービス、日中一時支援事業に関する事務								
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地				
	ふなおか学園	福祉型障害児入所施設 入所定員24名		昭61	五泉市尻上118番地				
	ふなおか更生園	障害者支援施設 施設入所50名/生活介護60名		昭61	五泉市尻上118番地				
	グループホーム青空	共同生活援助 定員5名		平17開所	五泉市尻上字中田192-2				
	グループホームもかハウスⅠ	共同生活援助 定員5名		令元開所	五泉市橋田己321-10				
	グループホームもかハウスⅡ	共同生活援助 定員5名		令元開所	五泉市橋田592				
	相談支援事業所ふなおか	相談支援事業（一般、特定、障害児）		平22開所	五泉市尻上118番地				
	フレズポートふなおか	放課後等デイサービス 定員10名		平27開所	五泉市尻上118番地				
組織機構図	<pre> graph LR Manager[管理者] --- DeputyManager[副管理者] DeputyManager --- AccountingManager[会計管理者] DeputyManager --- ChiefExecutive[事務局長] ChiefExecutive --- ChiefOffice[事務長] ChiefExecutive --- ChiefFacility[所長 (事務長兼務)] ChiefExecutive --- ChiefSchool[学園長] ChiefExecutive --- ChiefRehab[所長 (学園長兼務)] ChiefExecutive --- ChiefRecovery[更生園長] ChiefOffice --- Staff[庶務係] ChiefFacility --- Consult[相談支援事業所 ふなおか] ChiefSchool --- Welfare[福祉型障害児入所施設 ふなおか学園] ChiefRehab --- Daycare[放課後等デイサービス フレズポートふなおか] ChiefRecovery --- Support[障害者支援施設 ふなおか更生園] ChiefRecovery --- Community[共同生活援助 グループホーム青空 グループホームもかハウスⅠ グループホームもかハウスⅡ] </pre>								

名 称	十日町地域広域事務組合			コード番号	159166	
	事務所の位置	〒948-0007 十日町市四日町新田1041番地 TEL 025-757-0119(代) FAX 025-757-8499			設立年月日	昭47・4・20
構成団体数		2	構成団体	十日町市、津南町		
	執行機関の形態	管理者制				
執行機関	管理者	十日町市長 関口 芳史		十日町市長のあて職		
	事務局長	古澤 正男		消防長併任		
議会	議員定数	13人	選挙の方法	関係市町の議会議長及び関係市町の議会において議員のうちから選出された者		
	議員構成	十日町市10人、津南町3人				
職員	職員定数	122人	内 訳	事務	3人	
	現員数	定数内		117人	専任	117人
		定数外				組合固有職員
				技術	2人	
				非専任	人	
				派遣職員	人	
				その他	112人	
				その他(兼務)	人	
財政状況	一般会計決算(R6)	1,775 百万円		特別会計決算(R6)	39 百万円	
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法		
	1	広域行政の推進に関する事務		1 議会費、総務費に要する経費 人口割90%、均等割10%		
	2	消防組織法及び消防法に基づく市町で処理すべき事務		2 広域行政の推進に関する事務に要する経費 人口割95%、均等割5%		
3	十日町地域広域事務組合家畜指導診療所の設置及び管理運営に関する事務		3 常備消防に要する経費 当該会計年度の前年度当初算定の消防費に係る基準財政需要額の割合 ・非常備消防に要する経費 当該市町事業費割100%			
				4 家畜指導診療所に要する経費 均等割 100%		
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地	
	十日町地域消防本部・署庁舎	庁舎棟：耐震構造 鉄筋コンクリート造 4階建 延面積 2,930.09㎡ 車庫棟：耐震構造 鉄骨造2階建 延面積 1,037.98㎡		平27	十日町市四日町新田1041番地	
十日町地域家畜指導診療所	家畜家さんの診療、防疫及び家畜改良業務等		昭59	十日町市高田町三丁目西88番地13		
組織機構図						

(複 合 事 務 組 合)

(大 臣 許 可 団 体)

名 称	津南地域衛生施設組合			コード番号	158381					
	事務所の位置	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字下船渡戊2013番地 TEL 025-765-3495 FAX 025-765-5188			設立年月日	昭41・8・10				
構成団体数		3	構成団体	津南町、十日町市(旧中里村、旧松之山町の区域)、長野県栄村						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	津南町長 桑原 悠		津南町長のあて職						
	事務局長	滝沢 勉		専任						
	議員定数	6人	選挙の方法	関係市町村の議長及び議会議員(互選)	特別議決の有無	有				
議員構成	津南町2人、十日町市2人、長野県栄村2人									
職員	職員定数	10人	内 訳	事務	2人	専任	8人	組合固有職員	7人	
	現員数	定数内		8人	技術	6人	非専任	人	派遣職員	1人
		定数外		人	その他	人			その他(兼務)	人
財政状況	一般会計決算(R6)	326	百万円	特別会計決算(R6)	—	百万円				
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法						
	1 ごみ処理施設の設置及び管理運営並びにごみの収集処分に関する事務(津南町、栄村) 2 最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 3 し尿処理施設の設置及び管理運営並びにし尿の収集処分に関する事務(津南町、栄村) 4 火葬場の設置及び管理運営に関する事務 5 法に規定する市町村で定めるべき一般廃棄物処理計画の策定に関する事務 6 法に規定する一般廃棄物処理業の許可に関する事務(津南町、栄村) 7 浄化槽法に規定する浄化槽清掃業の許可に関する事務(津南町、栄村)			● 共同処理する事務4以外については、 ① 建設的経費 最近の国勢調査人口割30% 計画処理人口割 70% ② 経常的経費 最近の国勢調査人口割30% 前年の処理実績割 70% ● 共同処理する事務4については、 ① 建設的経費 最近の国勢調査人口割30% 過去3年の死亡件数割70% ② 経常的経費 最近の国勢調査人口割30% 前年の利用実績割 70% ● 総務管理費については、算出方法が別に決まっている						
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地					
	し尿処理場	し尿処理 12.1kl/日		昭43	津南町大字下船渡戊2013					
	ごみ処理場	ごみ処理 36t/日		平4	津南町大字下船渡戊2013					
		粗大ごみ処理施設 9t/5h ストックヤード3棟 512㎡		平11	津南町大字下船渡丁5614-1					
	一般廃棄物最終処分場	不燃物最終処分施設 40,000㎡		平11	津南町大字上郷上田乙300-1					
火葬場(津南斎場)	2炉		平12	津南町大字下船渡戊1847-1						
組織機構図	<pre> graph TD Manager["管理者(1)"] --- Accounting["会計管理者(1)"] Manager --- Deputy["副管理者(3)"] Deputy --- Chief["事務局長"] Chief --- DeputyChief["事務局次長(1)"] DeputyChief --- General["総務係(兼1)"] DeputyChief --- Business1["業務第1係(5)"] DeputyChief --- Business2["業務第2係(1)"] General --- Cemetery["火葬場"] Business1 --- Waste["ごみ処理場"] Business2 --- Sewage["し尿処理場"] Waste --- Final["最終処分場"] </pre>									

名 称	魚沼地区障害福祉組合			コード番号	158615	
	事務所の位置	〒946-0035 魚沼市十日町1403番地1 TEL 025-792-0846 FAX 025-792-0756		設立年月日	昭36・9・6	
構成団体数		7	構成団体	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町		
	執行機関の形態	管理者制				
執行機関	管理者	魚沼市長 内田 幹夫		魚沼市長のあて職		
	園長	園長 森山 丈順				
議会	議員定数	7人	選挙の方法	魚沼市議会議長及び魚沼市以外の構成団体の首長（あて職）	特別議決の有無	無
	議員構成	構成市町 各1人				
職員	職員定数	30人	内訳	事務 4人	専任 47人	組合固有職員 47人
	現員数	定数内 30人 定数外 17人		技術 42人	非専任 1人	派遣職員 1人
財政状況	一般会計決算（R6）		388 百万円	特別会計決算（R6）		— 百万円
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法		
	1 福祉型障害児入所施設「魚沼学園」の設置及び管理運営に関する事務 2 障害者支援施設「魚沼更生園」の設置及び管理運営に関する事務			経常費 均等割10.0%、入所者割50.0%、 人口割40.0%		
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地	
	魚沼学園	福祉型障害児入所施設 定員21人		昭37	魚沼市十日町1403番地1	
魚沼更生園	障害者支援施設 定員39人		昭59	魚沼市十日町1403番地1		
組織機構図	<pre> graph LR Manager[管理者] --- SubManager[副管理者] SubManager --- Director[園長 (1)] SubManager --- AccountingManager[会計管理者] Director --- Director1[庶務課長 (1)] Director --- Director2[魚沼学園指導課長 (1)] Director --- Director3[魚沼更生園支援課長 (1)] Director1 --- Staff1[庶務係 (4)] Director2 --- Staff2[児童指導係 (10)] Director3 --- Staff3[更生支援係 (29)] </pre>					

名 称	魚沼地域特別養護老人ホーム組合			コード番号	159336					
	事務所の位置	〒949-7302 南魚沼市浦佐4059番地1 TEL 025-777-3811 FAX 025-777-4621		設立年月日	昭49・5・10					
構成団体数		3	構成団体	魚沼市、南魚沼市、湯沢町						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	南魚沼市長 林 茂男		南魚沼市長のあて職						
	事務局長	松田 毅		専任						
議会	議員定数	6人	選挙の方法	関係市町の議会において議会の議員から選挙された者及び市町長(南魚沼市は議会議長)	特別議決の有無	無				
	議員構成	構成市町各2人								
職員	職員定数	55 人	内 訳	事務	6 人	専任	47 人	組合固有職員	45 人	
	現員数	定数内		47 人	技術	41 人	非専任		派遣職員	2 人
		定数外			人	その他		人	その他(兼務)	
財政状況	一般会計決算(R6)		787 百万円	特別会計決算(R6)		—	百万円			
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法						
	特別養護老人ホームの運営 介護保険事業所の運営			介護保険収入、利用者自己負担金、市町村負担金等						
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地					
	特別養護老人ホーム 八色園	入所定員 100名、ショートステイ 20床		昭50 平15改築	南魚沼市浦佐4059-1					
	八色園デイサービスセンター	一般型30名		昭62 平15改築	南魚沼市浦佐4059-1					
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --> DeputyManager[副管理者] Manager --> AccountingManager[会計管理者] DeputyManager --> FacilityManager[施設長] FacilityManager --> OfficeManager[事務長] OfficeManager --> LifeSupport[生活支援課長] OfficeManager --> GeneralAffairs[総務課長] OfficeManager --> HomeSupport[在宅支援課長] LifeSupport --> Care[看護係] LifeSupport --> Welfare[介護係] LifeSupport --> LifeConsult[生活相談係] LifeSupport --> Nutrition[栄養係] LifeSupport --> ShortTerm[短期入所係] GeneralAffairs --> GeneralAffairs[総務係] HomeSupport --> HomeSupport[通所係] HomeSupport --> HomeSupport[居宅係] </pre>									

名 称	上越地域消防事務組合		コード番号	159174	
	事務所の位置	〒943-0171 上越市大字藤野新田330番地1 TEL 025-545-0227 FAX 025-545-0231		設立年月日	昭47・5・1
構成団体数		2	構成団体	上越市、妙高市	
	執行機関の形態	管理者制			
執行機関	管理者	上越市長 小菅 淳一		上越市の長をもって充てる	
	事務局長				
議会	議員定数	10人	選挙の方法	関係市の長の職務を代理する者・関係市の議会議員のうちから互選	
	議員構成	上越市8人、妙高市2人			
職員	職員定数	312人	内 訳	事務 人 専任 301人	
	現員数	定数内		301人	組合固有職員 301人
		定数外		人	技術 人 非専任 人
財政状況	一般会計決算(R6)	3,395百万円	特別会計決算(R6)	— 百万円	
共同処理事務	共同処理する事務		経費の支弁方法		
	消防組織法、消防法に基づく市町村で処理すべき消防事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）		関係市の分賦金、使用料、手数料及びその他の収入をもって支弁。分賦金は、前年度の消防費に係る基準財政需要額を基に組合議会の議決を経て管理者が定める。		
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	
	上越地域消防局 ・上越消防署	敷地面積 22,362.03㎡ ・庁舎棟 延床面積 5,488.25㎡ ・訓練棟 延床面積 747.40㎡(3棟計)		平30～令1	
組織機構図					

名 称	上越広域伝染病院組合			コード番号	159522					
	事務所の位置	〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号（上越市役所内） TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6116		設立年月日	昭55・10・1					
構成団体数		3	構成団体	上越市、糸魚川市、妙高市						
	執行機関の形態	管理者制								
執行機関	管理者	上越市長 小菅淳一		上越市長のあて職						
	事務局長	南雲 一弘		非専任、兼務（上越市 健康づくり推進課）						
議会	議員定数	3人	選挙の方法	関係市の長をもって充てる（上越市は議会議長）	特別議決の有無	無				
	議員構成	構成市各1人								
職員	職員定数	1人	内訳	事務	1人	専任	1人	組合固有職員	1人	
	現員数	定数内		1人	技術	1人	非専任	1人	派遣職員	1人
		定数外		1人	その他	1人			その他（兼務）	1人
財政状況	一般会計決算（R6）		10	百万円	特別会計決算（R6）	—	百万円			
共同処理事務	共同処理する事務				経費の支弁方法					
	伝染病院の管理に関する事務				財産貸付収入					
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等			建設年度	施設の所在地				
	上越広域伝染病院 組合 隔離病舎	鉄筋コンクリート造 1階建 6床 建物面積 471.46㎡			平9	上越市新南町205				
組織機構図	<pre> graph TD Manager[管理者] --> DeputyManager[副管理者] Manager --> AccountingManager[会計管理者] DeputyManager --> ChiefClerk[事務局長(1)] ChiefClerk --> AccountingSection[会計課] ChiefClerk --> ClerkOffice[事務局] ClerkOffice --> IsolationWard[隔離病舎] </pre>									

名 称	新潟県後期高齢者医療広域連合			(広 域 連 合)						
				コード番号	159590					
事務所の位置	〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 (新潟県自治会館本館3階) TEL 025-285-3221 FAX 025-285-3315			設立年月日	平19・3・1					
				許可番号	市町村第1401号					
構成団体数	30	構成団体	全市町村							
執行機関	執行機関の形態	管理者制								
	管理者	長岡市長 磯田 達伸		構成市町村の長のうちから互選						
	事務局長	事務局長 高橋 裕		専任・派遣職員 (新潟市職員)						
議会	議員定数	30人	選挙の方法	構成市町村議会の議員のうちから、当該構成市町村議会において選挙						
	議員構成	構成市町村議会の議員のうちから、各1名								
職員	職員定数	35人	内 訳	事務	25人	専任	26人	組合固有職員	人	
	現員数	定数内		26人	技術	1人	非専任	人	派遣職員	26人
		定数外		人	その他	人			その他(兼務)	人
財政状況	一般会計決算 (R6) 1,809 百万円			特別会計決算 (R6) 293,113 百万円						
共同処理事務	共同処理する事務			経費の支弁方法						
	後期高齢者医療制度の事務のうち、下記の事務を処理する。 (1) 被保険者の資格管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度施行に関する事務			1 構成市町村の負担金 ① 共通経費 ア 均等割 10% イ 高齢者人口割 40% ウ 人口割 50% ② 医療給付に要する経費 ③ 保険料その他の納付金 2 事業収入 3 国及び県の支出金 4 その他の収入						
主要施設	施設の名称	施設の内容・規模等		建設年度	施設の所在地					
組織機構図	<pre> graph TD A[広域連合長] --- B[副広域連合長] B --- C[事務局長] C --- D[事務局次長] D --- E[総務課] D --- F[業務課] E --- G[総務係] E --- H[企画係] F --- I[医療給付係] F --- J[資格保険料係] </pre>									

3 資料

(1) 協議会の設置状況

(令和7年12月1日現在)

名 称	所在地	電話番号	構成団体	数	設置年月日
上越地区広域視聴覚 教育協議会	上越市教育 プラザ内	025-545-9214	上越市、糸魚川市、 妙高市	3	S49.4.1
三市南蒲地域視聴覚 教育協議会	三条市 栄庁舎内	0256-45-4204	三条市、加茂市、 見附市、田上町	4	S50.7.1
南魚沼地域広域計画 協議会	南魚沼市 企画政策課	025-773-6672	南魚沼市、湯沢町	2	H18.4.1
村上・岩船地域自立支援 協議会	村上市 福祉課	0254-53-2111	村上市、関川村、 粟島浦村	3	H22.4.1
燕・弥彦地域定住自立圏 推進協議会	燕市	0256-92-1111	燕市、弥彦村	2	H25.10.1

(2) 機関等の共同設置の状況

(令和7年12月1日現在)

NO.	名 称	分類 ※	構成団体	数	設置年月日	幹事団体	
1	新潟県・新潟市公害健康被害認定審査会	公害健康被害認定審査会(1)	新潟県、新潟市	2	S45.2.1	新潟県	
2	柏崎市刈羽村予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害調査委員会(7)	柏崎市、刈羽村	2	S51.10.7	柏崎市	
3	南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会		南魚沼市、湯沢町	2	S54.7.1	南魚沼市	
4	上越地域予防接種健康被害調査委員会		上越市、妙高市	2	S55.4.1	上越市	
5	新発田地域予防接種健康被害調査委員会		新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	4	S56.4.1	新発田市	
6	十日町市、津南町予防接種健康被害調査委員会		十日町市、津南町	2	H17.4.1	十日町市	
7	燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会		燕市、弥彦村	2	H18.3.20	燕市	
8	村上市・岩船郡予防接種健康被害調査委員会		村上市、関川村、粟島浦村	3	H20.4.1	村上市	
9	柏崎市刈羽郡介護認定審査会		介護認定審査会(6)	柏崎市、刈羽村	2	H11.10.1	柏崎市
10	十日町地域介護認定審査会	十日町市、津南町		2	H17.4.1	十日町市	
11	長岡市・出雲崎町介護認定審査会	長岡市、出雲崎町		2	H18.1.1	長岡市	
12	燕市弥彦村介護認定審査会	燕市、弥彦村		2	H18.3.20	燕市	
13	村上市岩船郡介護認定審査会	村上市、関川村、粟島浦村		3	H20.4.1	村上市	
14	南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会	障害者介護給付費等支給審査会(4)		南魚沼市、湯沢町	2	H18.4.1	南魚沼市
15	柏崎市刈羽村障害者介護給付費等支給審査会			柏崎市、刈羽村	2	H18.4.1	柏崎市
16	十日町地域障害者介護給付費等支給審査会			十日町市、津南町	2	H18.7.1	十日町市
17	村上市岩船郡障害者介護給付費等支給審査会		村上市、関川村、粟島浦村	3	H20.4.1	村上市	
18	長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会	障害者自立支援審査会(1)	長岡市、出雲崎町	2	H18.4.1	長岡市	

※ ()は機関等の設置数

(3) 事務の委託の実施状況

(令和7年12月1日現在)

事務の種類	件数(=委託団体数)
第1次産業振興	1
その他	1
第3次産業振興	1
工業用水	1
厚生福祉	16
児童福祉	5
老人福祉	3
障害者福祉	3
救急・土日医療	4
その他	1
環境衛生	28
上水道	1
下水道	6
ごみ処理	6
リサイクル施設	2
し尿処理	8
火葬場	5
教育	19
小・中学校	5
社会教育	1
視聴覚教育	2
教育研修	4
その他	7
防災	13
消防	6
救急	4
その他	3
その他	13
会館・共有財産等の維持・管理	6
住民票写し等の交付	1
その他	6
合 計	91

○前記のうち県内市町村間以外(再掲)

事務の内容	委託団体名	受託団体名
公共下水道施設に関する事務	村上市	山形県鶴岡市
義務教育に関する事務(中学校)	妙高市	長野県飯山市
児童自立支援施設に関する事務の委託	新潟市	新潟県
下水道	長岡市	新潟県
下水道	三条市	新潟県
下水道	加茂市	新潟県
救急財政措置	上越地域消防事務組合	上越市
救急財政措置	上越地域消防事務組合	妙高市
十日町地域ニューにいがた里創プランステージ管理運営委託	十日町地域広域事務組合	十日町市
県立スポーツ施設の維持・管理	新潟県	柏崎市
県立スポーツ施設の維持・管理	新潟県	妙高市
県立スポーツ施設の維持・管理	新潟県	南魚沼市
県立スポーツ施設の維持・管理	新潟県	胎内市
県立スポーツ施設の維持・管理	新潟県	阿賀町
新潟県浅草山麓エコ・ミュージアムの管理及び運営に関する事務	新潟県	魚沼市
五頭県民の森(笹神地区)の管理及び運営に関する事務	新潟県	阿賀野市
五頭県民の森(三川地区)の管理及び運営に関する事務	新潟県	阿賀町
妙高山麓県民の森の管理及び運営に関する事務	新潟県	妙高市
新潟県青少年の森の管理及び運営に関する事務	新潟県	胎内市
新潟県見附杉沢の森の管理及び運営に関する事務	新潟県	見附市
新潟県立こども自然王国の管理及び運営に関する事務	新潟県	柏崎市
栃尾工業用水道維持管理業務委託	新潟県	長岡市
合 計	22	22

● 事務の委託の実施状況（詳細）

（令和7年12月1日現在）

番号	事務の内容		開始年月日	委託団体	受託団体
	事務種類 コード※	事務の名称			
1	0706	児童自立支援施設に関する事務の委託	H19.4.1	新潟市	新潟県
2	0901	教育事務委託(学齢児童)	H17.3.21	新潟市	阿賀野市
3	0902	教育事務委託(学齢生徒)	H17.3.21	新潟市	阿賀野市
4	0802	下水道	H16.4.1	長岡市	新潟県
5	0803	ごみ処理	H22.3.31	長岡市	小千谷市
6	0804	リサイクル施設	H22.3.31	長岡市	小千谷市
7	0805	し尿処理	H22.3.31	長岡市	小千谷市
8	1201	消防に関する事務	H22.3.31	長岡市	小千谷市
9	1202	救急に関する事務	H22.3.31	長岡市	小千谷市
10	1206	液石法に基づく意見書交付に関する事務	H22.3.31	長岡市	小千谷市
11	0802	下水道	H16.4.1	三条市	新潟県
12	0802	公共下水道(広域化・共同化)事業	H15.11.28	新発田市	胎内市
13	0802	下水道使用料徴収事務	H16.10.1	新発田市	阿賀野市
14	0801	水道用水の供給	H15.7.7	新発田市	阿賀野市
15	0802	村上市特定環境保全公共下水道(伊弉野処理区)事業の事務委託	H20.4.1	村上市	山形県鶴岡市
16	0706	児童養護施設の設置、管理、運営	H20.4.1	糸魚川市	上越市
17	0706	児童養護施設の設置、管理、運営	H20.4.1	妙高市	上越市
18	0711	五智養護老人ホームの設置、管理、運営	H20.4.1	糸魚川市	上越市
19	0720	休日及び夜間における急病患者に対する応急診療等に関する事務委託	H19.5.1	妙高市	上越市
20	0902	義務教育に関する事務	H17.4.1	妙高市	長野県飯山市
21	0711	五智養護老人ホームの設置・管理・運営	H20.4.1	妙高市	上越市
22	0805	し尿処理	H16.4.1	魚沼市	南魚沼市
23	0803	一般廃棄物・産業廃棄物の処理及び処分	H16.11.1	南魚沼市	魚沼市
24	0713	障害区分認定審査	H18.7.1	胎内市	新発田市
25	0713	障害区分認定審査	H18.7.1	聖籠町	新発田市
26	0805	し尿処理	H26.4.1	聖籠町	新発田市
27	0805	し尿処理	H17.10.10	弥彦村	新潟市
28	0206	補助金交付申請及び受領	H18.3.20	弥彦村	燕市
29	0901	小中学校児童生徒の就学に関する事務	H18.3.20	弥彦村	燕市
30	0902	小中学校児童生徒の就学に関する事務	H18.3.20	弥彦村	燕市
31	0722	予防接種健康被害調査	H18.1.1	出雲崎町	長岡市
32	0803	ごみ処理	H18.1.1	出雲崎町	長岡市
33	0805	し尿処理	H18.1.1	出雲崎町	長岡市
34	0806	火葬場	H17.4.1	出雲崎町	長岡市
35	1201	消防	H17.5.1	出雲崎町	柏崎市
36	1202	救急	H17.5.1	出雲崎町	柏崎市
37	0711	老人福祉「魚沼荘」	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
38	0720	休日・土日医療	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
39	0803	ごみ処理	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
40	0804	リサイクル施設	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
41	0805	し尿処理	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
42	0806	火葬場	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
43	0907	職業訓練センター	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
44	1201	消防	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
45	1202	救急	H18.4.1	湯沢町	南魚沼市
46	0909	特別支援学校	H25.4.1	湯沢町	南魚沼市
47	0905	十日町情報館	H17.4.1	津南町	十日町市

番号	事務の内容		開始年月日	委託団体	受託団体
	事務種類 コード ※	事務の名称			
48	0906	十日町市視聴覚ライブラリー	H17.4.1	津南町	十日町市
49	0907	十日町市理科教育センター	H17.4.1	津南町	十日町市
50	0716	十日町市身体障害者福祉センター利用事務	H17.4.1	津南町	十日町市
51	0720	医療機関等の救急体制	H19.4.1	刈羽村	柏崎市
52	0803	ごみ処理	H17.5.1	刈羽村	柏崎市
53	0805	し尿処理	H17.5.1	刈羽村	柏崎市
54	0806	火葬場使用	H17.5.1	刈羽村	柏崎市
55	1201	消防	H17.5.1	刈羽村	柏崎市
56	0706	病児保育センター事務委託	H29.7.1	関川村	村上市
57	0720	急患診療所の運営	H23.6.1	関川村	村上市
58	0803	ゴミ処理場の運営	H20.4.1	関川村	村上市
59	0805	し尿処理場の運営	H31.4.1	関川村	村上市
60	0806	火葬場の運営	H20.4.1	関川村	村上市
61	0906	視聴覚ライブラリーの運営	H20.4.1	関川村	村上市
62	0909	図書館の運営	H20.4.1	関川村	村上市
63	0907	理科教育センターの運営	H20.4.1	関川村	村上市
64	0909	ことばとこころの相談室の運営	H20.4.1	関川村	村上市
65	1201	消防の運営	H20.4.1	関川村	村上市
66	1202	救急の運営	H20.4.1	関川村	村上市
67	1313	旅券の交付申請及び交付	H20.5.7	関川村	村上市
68	0909	視聴覚ライブラリーの運営	H20.4.1	粟島浦村	村上市
69	0909	図書館の運営	H20.4.1	粟島浦村	村上市
70	0909	ことばとこころの相談室の運営	H20.4.1	粟島浦村	村上市
71	1201	消防管理運営	H20.4.1	粟島浦村	村上市
72	0907	理科教育センターの運営	H20.4.1	粟島浦村	村上市
73	1321	戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託	H28.3.31	粟島浦村	村上市
74	1312	十日町地域ニューにいがた里創プランステージ管理運営委託	H15.6.1	十日町地域広 域事務組合	十日町市
75	1207	救急財政措置	H17.1.1	上越地域消防 事務組合	上越市
76	1207	救急財政措置	H17.4.1	上越地域消防 事務組合	妙高市
77	1312	県立スポーツ施設の維持・管理	H5.6.15	新潟県	柏崎市
78	1312	県立スポーツ施設の維持・管理	H18.4.1	新潟県	妙高市
79	1312	県立スポーツ施設の維持・管理	H18.4.1	新潟県	南魚沼市
80	1312	県立スポーツ施設の維持・管理	H20.8.1	新潟県	胎内市
81	1312	県立スポーツ施設の維持・管理	H18.4.1	新潟県	阿賀町
82	0909	新潟県浅草山麓エコ・ミュージアムの管理及び運営に関する事務	H18.4.1	新潟県	魚沼市
83	1321	五頭県民の森(笹神地区)の管理及び運営に関する事務	H18.4.1	新潟県	阿賀野市
84	1321	五頭県民の森(三川地区)の管理及び運営に関する事務	H18.4.1	新潟県	阿賀町
85	1321	妙高山麓県民の森の管理及び運営に関する事務	H18.4.1	新潟県	妙高市
86	1321	新潟県青少年の森の管理及び運営に関する事務	H18.4.1	新潟県	胎内市
87	1321	新潟県見附杉沢の森の管理及び運営に関する事務	H20.4.1	新潟県	見附市
88	0706	新潟県立子ども自然王国の管理及び運営に関する事務	H17.5.1	新潟県	柏崎市
89	0302	栃尾工業用水道維持管理業務委託	S55.4.1	新潟県	長岡市
90	0802	下水道	H16.4.1	加茂市	新潟県
91	0806	火葬場	R4.4.1	新潟市	阿賀野市

※ 事務種類コードは、別紙参照

事務種類区分コード

区分番号	区分内容	区分番号	区分内容
0100	地域開発計画	0800	環境衛生
0101	広域行政圏、ふるさと市町村圏計画に係るもの	0806	火葬場
0102	その他	0807	墓地
0200	第1次産業振興	0808	と畜場
0201	農業用地	0809	公害
0202	農業用水	0810	その他
0203	農業水産物・流通施設	0900	教育
0204	林道・林野(山林の保護管理を含む)	0901	小学校
0205	農業共済	0902	中学校
0206	その他	0903	高等学校
0300	第2次産業振興	0904	学校(幼、中等(中高一貫校等)、大学)
0301	工業用地	0905	社会教育(青少年育成施設等の管理運営を含む)
0302	工業用水	0906	視聴覚教育
0303	その他	0907	教育研修(センター運営含む)
0400	第3次産業振興	0908	学校給食
0401	観光	0909	その他
0402	その他	1000	住宅
0500	輸送施設	1001	宅地造成
0501	道路	1002	その他
0502	港湾	1100	都市計画
0503	自動車輸送	1101	街路
0504	船舶運航	1102	公園
0505	その他	1103	駐車場
0600	国土保全	1104	区画整理
0601	河川	1105	その他
0602	海岸	1200	防災
0603	その他	1201	消防
0700	厚生福祉	1202	救急
0701	病院	1203	水防
0702	診療所	1204	消防災害補償
0703	結核予防	1205	消防団員退職金・賞しゅつ金
0704	生活保護	1206	保安関係(火取法、液石法、高圧ガス法等)
0705	母子福祉	1207	その他
0706	児童福祉	1300	その他
0707	介護区分認定審査	1301	職員の採用試験
0708	介護保険施設サービス	1302	職員研修
0709	介護保険(その他)	1303	計算事務
0710	地域包括支援センター	1304	退職手当
0711	老人福祉施設	1305	公務災害
0712	老人福祉(その他)	1306	公平委員会
0713	障害区分認定審査	1307	税の滞納処分
0714	障害福祉サービス(介護給付)	1308	交通災害共済
0715	障害福祉サービス(訓練等給付)	1309	競輪
0716	障害者福祉(その他)	1310	競馬
0717	看護学校	1311	競艇
0718	国民健康保険	1312	会館・共有財産等の維持・管理
0719	後期高齢者医療	1313	住民票写し等の交付
0720	救急・土日医療	1314	市町村合併
0721	保健所が法律上実施を義務づけている事務(全て)	1315	情報基盤整備
0722	その他	1316	情報公開・個人情報保護
0800	環境衛生	1317	調査研究(事務共同化等)
0801	上水道	1318	消費生活相談
0802	下水道	1319	監査委員事務局
0803	ごみ処理	1320	行政不服審査法上の付属機関
0804	リサイクル施設	1321	その他
0805	し尿処理		

(4) 連携協約の状況

(令和7年12月1日現在)

名称 (連携中枢都市圏の場合は圏域名)	連携中枢都市圏	締結団体※	締結件数	締結年月日
新潟広域都市圏	○	【新潟市】、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町（7市3町1村）	11	H29.3.28 (加茂市はR2.3.27)

※【】は連携中枢都市となる圏域の中心市
 ※()は圏域において中心市と連携協約を締結している近隣市町村の数

(5) 連携中枢都市圏で連携する具体的事項・特徴的取組

● 連携する具体的事項

(令和7年12月1日現在)

ア 圏域全体の経済成長のけん引	連携の有無
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	○
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	○
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	○
d 戦略的な観光施策	○
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	○
eの内容	新潟市北京事務所を活用し連携市町村の情報発信を行っている。

イ 高次の都市機能の集積・強化	連携の有無
a 高度な医療サービスの提供	○
b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	○
c 高等教育・研究開発の環境整備	○
d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	
dの内容	

※ 上記分類は、連携中枢都市圏構想推進要綱による分類

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	連携の有無
A 生活機能の強化に係る政策分野	
a 地域医療	○
b 介護	
c 福祉	○
d 教育・文化・スポーツ	○
e 土地利用	○
f 地域振興	○
g 災害対策	○
h 環境	○
i その他	
iの内容	
B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
a 地域公共交通	○
b ICTインフラ整備	○
c 道路等の交通インフラの整備・維持	○
d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	○
e 地域内外の住民との交流・移住促進	○
f aからeまで掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	
fの内容	
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
a 人材の育成	○
b 外部からの行政及び民間人材の確保	
c 圏域内市町村の職員等の交流	○
d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	
dの内容	

● 連携する特徴的取組

圏域名	政策分野	具体的内容
新潟広域都市圏	戦略的な観光施策	R6年に新潟駅構内に新しく整備した観光案内センターにおいて、来訪者へのおもてなしと新潟市及び新潟広域都市圏の観光情報・魅力の発信に取り組む。連携市町村等の情報について、案内センターのデジタルサイネージやパンフレット等を活用して発信。
新潟広域都市圏	福祉	聴覚・言語機能に障がいのある方のための音声によらない119番通報システム＝NET119緊急通報システムについて、新潟市の既設システムを共同運用し、対象者の利便性向上を図っている。

● 定住自立圏で連携する特徴的取組

(令和7年12月1日現在)

圏域名	政策分野	具体的内容
長岡地域 定住自立圏	その他(消防・防災)	中越大震災等の経験を通じて、災害・救急時には地域コミュニティが大きな力を発揮することから、平成18年度より自主防災会組織の結成や育成、さらには災害時に的確な判断や行動ができる防災リーダーの養成に取り組んでいる。
糸魚川市 定住自立圏	地域内外の住民との 交流・移住促進	地層や岩石など地質学的な遺産を保護することなど目的とした「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」に認定されていることから、地域資源と地質や自然遺産を結び付けて地域の魅力を発信し、地域内交流及び都市との交流に取り組んでいる。
燕・弥彦 地域 定住自立圏	地域公共交通	自動車を運転できない圏域住民の買い物や通院・通学など生活に密接な公共交通の確保のため、主要駅や病院を経由する循環バスや予約制の乗合ワゴン車を運行している。
村上岩船 定住自立圏	医療	医師と地域住民が手を取り合い、より良い地域社会を築く活動を推進する目的で懇談会を設立。 地域医療の諸問題等について協議し、地域医療体制の整備や、地域住民とともに地域医療についての認識を深める催しの開催、学生を対象とした医師又は医療現場体験による人材確保の取組も行っている。
魚沼地域 定住自立圏	その他(生活環境)	し尿等受入施設を2市1町で建設し、広域的な処理体制を整備したことにより、環境負荷の軽減が期待される。また、施設の広域化により、単自治体で施設を整備・運営するよりも、建設費及び管理運営費が節減され、行財政運営の効率化が図られている。
新発田市・ 胎内市・ 聖籠町 定住自立圏	その他(ライフデザイン・婚活支援)	結婚を望む人の多様なニーズに応えるため、三市町で主催するライフデザインセミナーや婚活イベントの他、県が運営するマッチングアプリによる出会いの支援を行っている。また、婚活対象者やその家族が利用できる無料個別相談会を開催してサポート体制を充実させるなど、出会う前から結婚の希望をかなえるまでの切れ目のない支援を行っている。